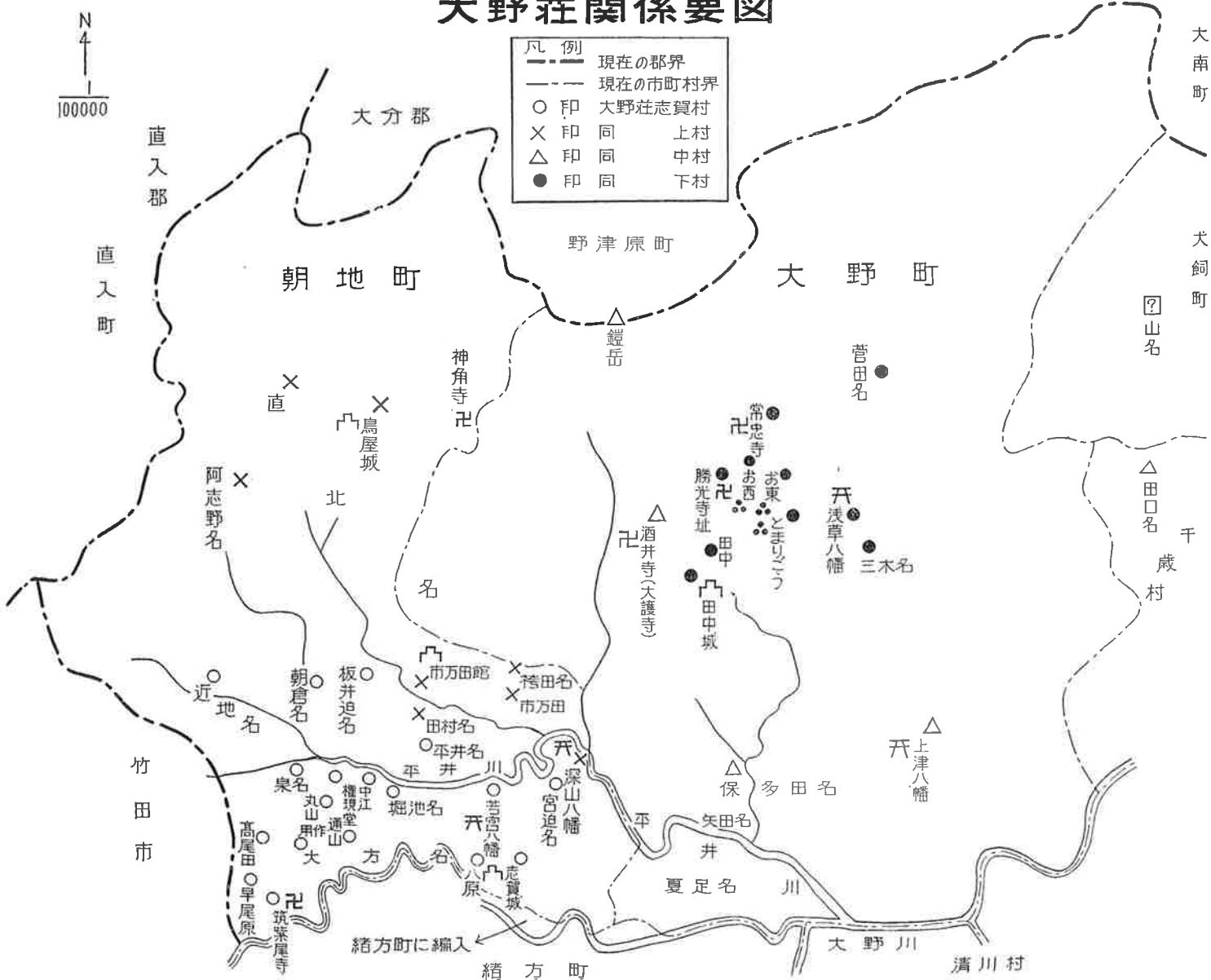


大野莊関係要図



豊後国大野荘における在地領主制の展開

— 地頭志賀氏を中心として —

渡辺澄夫

目次

- 一、大友庶子家の土着と所領関係
- 二、志賀氏所領の構造
- 三、地頭職の分割譲与と惣領制
- 四、下地中分と在地領主制
- 五、守護領国・戦国大名領国下の大野荘と志賀氏の動向

むすび

一、大友庶子家の土着と所領関係

大友氏の豊後守護職補任と下向土着については、古来建久四年（一一九三）説と同七年（一一九六）説がある。それらの年に大友能直が鎮西一方奉行と豊後守護職に補任されて入国し、平安末期以来の在地領主である豊後大神氏の

大野泰基の反乱を鎮めて大野莊神角寺城に自刃せしめ、同莊内藤北（下村）に居住し、ここで卒去したというのである。^①延応二年（一二四〇）の「尼深妙（能直妻風早禪尼）所領配分状」中の九郎入道（能基＝能職）分に、「同莊内下村地頭職但故豈前司墓堂寄附院主職也」とあるので（一、志二三）、同莊内下村に能直の墓堂のあつたことが知られ、今日それと伝える五輪塔が藤北常忠寺にあり、土地の人々は能直の莊内居住を信じている。

しかし能直は建久四年（一一九三）はもちろん、同七年にも右両職を帶した証拠はなく、当時は養父中原親能で、能直がそれを譲与されたのは親能卒去の直前である建永元年（一二〇六）ごろらしい。大野九郎（泰基）の反乱と討伐の事実も、從来確実な史料はなかつたが、近時『平戸松浦家資料』の「石志文書」によつて確証され、それも大野莊地頭職は能直が親能から譲得したものらしい点からみて、親能時代のことであることが推定されるに至つた。能直の莊内居住説も、『吾妻鏡』にかれが京都（大谷宿所）と鎌倉の間を往復し、貞応二年（一一一三）十一月二十七日京都で死去したことが明記されている以上、信することはできないのである。では前記のことく能直の墓堂のあつたらしいことと妻深妙も京都にいながら生前同莊下村に「風早の墓堂」を設け、一旦子の明眞（能基）に譲り、さらには二親の「孝養報恩」のため孫禪季（志賀能郷子）を出家させてここに置いたことなどは（一九・二三、志二五・三四）、どう解釈すればよいのであろうか。以上の両墓堂の所在については後に述べることとして、私は一応これを生前の逆修塔ないし供養墓と解し、両人の在莊とは無関係のものと考えたい。

要するに、当莊地頭職は中原親能から大友能直を経て、貞応二年（一一一三）十一月相模国大友郷地頭郷司職とともに、妻深妙に譲られた（八、志八）。譲状に関東下文と親父掃部頭入道譲状以下具書等が副えられたことは注意すべく（既述）、これは翌年幕府の安堵を得た（一〇、志九）。このころ能直は嫡子親秀や能秀以下の庶子にも直接所領を分譲

したはずであるが、その全貌は明らかでない。そのうち仁王丸（志賀能郷）分は、彼を養子にするという条件で、能直が備後法眼幸秀から譲得した所領である豊後國東郡安岐郷横城山院主職・同諸田名地頭職・同郡夷・長小野・大分郡勝津留（高国府）地頭職等が与えられたことが判明する（志六・七）。深妙は能直から譲得後十七年目の延応二年（一二四〇）に、能直の遺言によるとして、その所領を男女子息に配分した。すなわち嫡男親秀には本貫の大友郷地頭郷司職を与え、他の七子に大野荘地頭職を分譲したのである（一一・志一三）。ただし関東公事は嫡男親秀の支配と定めている。文永二年（一二六五）の「深妙置文」によれば、大野荘の村々は能直の遺言によつて、又二郎朝直に「むねとゆつる」はずであったが、早生したので兄である仁王丸（能郷）に「そうをゆつる」べきのところ、病弱の身であるから男女の子供に分割した。もし継ぐべき子供がなく、また上に対し不忠の仁の所領等は、尼が特別に不惑に思う泰朝（能郷嫡男）が知行せよ、と記している（二六・志三五）。当荘には一般にみられる惣莊統轄の惣地頭職が存しないのはこのためで、分割された村地頭職が惣地頭職であったことになるが、志賀泰朝に対しては惣領とはいえないまでも特別の権限を与えたことがわかる。深妙配分の際に姓を有する詫磨・帶刀等の諸兄は、すでに貞応二年（一二二三）に能直から所領を分譲されているので、早くから名字の地に下向していたものと思われるが、一万田・志賀・九郎入道（能基）等の幼弟の下向土着は延応のころであろう。

つぎに「深妙配分状」と「弘安岡田帳」を中心として、初期における大野荘村々の地頭職分割と領有關係をながめよう。

上村

中分して一方は大和太郎兵衛尉（一万田景直）、一方は女子美濃局が譲得した。景直は能直正室（深妙）の

第五子で、はじめは時景、入道して蓮景と号した。上村の一万田に居住してこれを名字としたもので、今日朝地町大

一、初期における大野荘村々地頭職の配分・相伝関係

		資 料		延應二年(一二四〇)深妙配分状		弘安八年(一二八五)豊後国畠田帳	
		上 村	半 分	大和太郎兵衛尉分 (一万田景直)	二五、五 (丁) ^太 反	大和六郎兵衛入道連慶跡同鶴丸檢校	横尾尼跡御所女房按察使御局
志賀村	下 村	中 村	保多田名	女子犬御前分 帶刀左衛門尉後家分 (時直)	二五、五	弘安八年(一二八五)豊後国畠田帳	
半 分	半 分	半 分	半 分	七六、〇	戸次二郎重頼		
八郎分 (志賀能郷)	詫磨別当分 (能秀)	九郎入道分 (能基)	六九、九、小 二三、一、三〇〇	大野太郎基直(女子)相続 基直妹相続	同氏(女)善修理亮広衡妻今死去子息鶴丸 輔阿闍梨良慶		
	三、二	三六、五 三三、一、小	詫磨能秀・同時秀・資秀・泰長配分 志賀泰朝嫡子貞朝 大輔阿闍梨禪秀 (季)				

字池田に「市万田館」^{市万田館}とよばれる居館址があり、これをはさんだ小牟礼城と烏屋城^{うやぐらじょう}が居城であったと伝える。「弘安図田帳」では二十五丁五反あてとなつてゐるが、後述の志賀村の例からみて延應配分の際の田数であろう。当時は連慶(蓮景)・景直・跡鶴丸検校であるが、鶴丸は孫子宣顯(宣景)かと思われ、初配分の形態のまま相伝されていること

がわかる。以後の領閥關係は明瞭でないが、同所に応永十七年（一四一〇）の一万田貞政供養の一族の六地藏塔の現存するのをみれば、後世まで名字の地として同氏が相伝したものと思われる。（八二悦山慶公供養六地藏塔銘）。^⑦

他の半分は「女子美濃局分」となっているが、この人の所伝は明らかでない。「図田帳」には「横尾尼（異本「局」）跡御所女房按察使御局」とあるが、この横尾尼は玖珠郡山田郷山階村を知行している横尾十郎成資跡横尾尼公と同一人であろう。同郡飯田郷檀村の横尾十郎跡も同じと思われる。「大友系図」の能直末女に、「女山上中将室、貞親母儀、号玖珠女房」とみえ、「玖珠女房」とよばれた女性があるが、横尾尼が玖珠郡に所領を有していた事実からすれば、この人がそれに該当するのではあるまい。^⑧ 後藤碩田は横尾成資は豊後清原一族で、同じく山階村の地頭小田重成（蓮西）の弟としているが（『豊後国図田帳考証』）、横尾尼を成資の妻とすれば、系図に見える「山上中将室、貞親（田原系図直親）母」と矛盾する。山上中将を検出し得ないが、山階村が皇室御領（城興寺）である点からすれば、預所等に当るのではないかとも推定される。横尾尼跡を御所女房である按察使御局が知行している事実も、こうした関係を考えなければ理解のしようがない。

中村 大部分は女子犬御前に譲られ、保多田名を帶刀時直後家に譲っている。帶刀時直は延応二年（一二四〇）には、すでに死去していたらしい。犬御前についても確証はないが、能直三女の内に求むれば、

女名越越後守平朝時室、尾張守光時、備前守時長、修理亮時幸等之母儀、^⑯

とある第二女に比定する以外にない。能直の女が平朝時の妻となっていたことは、「関東評定伝」によつて裏づけられる（『群書類従』三、三四〇頁）。弘安八年（一二八五）には中村七十六丁はすべて戸次重頼が地頭職を帶しているが、その次第は明らかでない。察するに兩人ともに女性であるから、一期分であつたものか。「大友田原系図」によれば、

戸次重秀の嫡子で重頼の兄に当る時親の妻（後室か）は次述の藤北能基の女姫夜叉で、その子に貞直・親教・貞能の三人があり、貞直が戸次氏をついでいる。別に能基は「藤北禪尼之親」とあるので、この藤北禪尼が姫夜叉に当るのではあるまいか。こうした関係からか、戸次氏が下村にも勢力を浸透させてくることは次述の通りである。今日中村の上津八幡社には、藤北加賀守の猶子となつた戸次親載奉獻の寛正三年（一四六二）の石鳥居（一九八、「戸次系図」）や、永禄九年（一五六六）と同十二年（一五六九）の戸次道雪（立花鑑連）寄進の金幣および鰐口等が伝存し（五一、^⑪二五二）、下村雷嶽・鎧嶽城等に道雪に関する伝説の多いのも、戸次氏との関係を物語つてゐる。

下村 能直墓堂院主職とともに、当村地頭職はすべて九郎入道明真（能基）一人に譲られるという異例の処分が行なわれてゐる。既述のことく、当村には尼深妙の墓堂（逆修墓）もあり、延応の所領配分の際に出家していたのは明真一人であつたから、二親の現当三世の孝養のため特別の譲与がなされたものであろう。能直の墓堂は、一般に大字藤北の常忠寺がこれに當り、堂裏の大きな五輪塔がその墓であると信ぜられている。文政五年（一八二二）十二月大友支族で唯一の江戸時代の大名として残つた筑後柳河藩の立花氏（戸次道雪の後）が、家臣に命じてここに能直の顕彰碑を建て、常忠寺には「勝光寺殿豊州能蓮大禪定門」と記された能直の位牌がある。しかしこの五輪塔や位牌は倒底鎌倉時代にさかのぼるものではない。享和三年（一八〇三）の『豊後国志』には能直の墳墓のことが見えるが、右の五輪塔であるか明らかでない。その古さからみて、あるいは文政五年（一八二二）の建碑の際のものではないかと考える。これより古い五輪塔や宝篋印塔および位牌の銘は天正十四年（一五六八）であるから、同年の島津軍侵攻の際の戦死者の墓碑の多いことがわかる。『国志』に「能直墓側有三石塔六七、皆戸次氏墓也」とあり、能直墓は別として、他はおそらく戸次一族のものであろう。

常忠寺の南一キロの大字藤北のうちに、勝光寺の小字があり、俗に不動様とよばれる南陽山（寿永山とも）勝光寺という寺庵がある。『国志』は常忠寺を能直の墳墓に比定し、勝光寺については、

在大野郡藤北木原村、大友家乘曰、貞応二年十一月左近将監能直卒、葬于大野藤北、嗣子大炊介親秀營其宅兆建寺、名勝光寺、蓋其法論也、延元二年戸次氏招待洛之普門大機禪師、重修其荒、改号南陽山、舊曰寿永山、
のごとく、能直の居館を改めて寺としたものであると説明している。しかし能直の諡号「勝光寺殿」や境内の古い五輪の積み石、次述の風早墓堂との地理的関係などからして、能直墓堂址とするに最もふさわしい。鎌倉期の古文書に勝光寺の寺名の見えないのを見ると、『国志』の説のごとく親秀のころに寺院として体裁を整えたのかも知れない。
当荘領家三聖寺の末寺となり、三聖寺長老が院主職を補任した（一三五、志一八二）。南北朝初期には三聖寺長老性海靈見が顕心を住持に任命したが、顕心は老師と仲違いして寺物を横領したということで訴えられており（一一七、志一五九）、當時相当に荒廃していたらしい。そのころ當担那は戸次殿があるので、ここにも戸次氏の勢力がのびていたことがわかる。後述風早墓堂（泊寺）を禅季が田中後家に売却して相論となつた時も、戸次孫太郎が横槍を入れたとある（三八、志四六）。『国志』に大友能直宅址は「後為戸次氏宇、舊址尚存」とあることの真偽は判明しないが、戸次氏の勝光寺再興のことは事実らしく、今日大南町竹中（もと戸次荘）に南陽山勝光寺という同名の寺院のあるのは、前者を移したものであろう。

勝光寺に接した藤北字尾崎に「とまりごう」とよばれる土地があり、その北に「お西」（字小原）、「お東」（字石畠）という二つの寺院址が対立して存在する。これは弘安十一年（一二八八）の「大友親時書下」に、「風早東西、阿弥陀堂時衆等」とあるのと一致する（三七、志四五）。先の処分状には見えないが、深妙は下村内泊寺院主職兼地頭

職を明真房に譲っており、明真房は弘長二年（一二六二）にこれを志賀能郷の二子禪季に譲り（一九、志二五）、文永二年（一二六五）に深妙は下文を下して禪季の相伝を安堵した（二七、志三八）。これは「禪季をハ、尼并故殿か孝養報恩をもせさんかためニ、とりわき法師ニ成て、風早の墓堂ニ令置」めたことからも察せられるごとく（二六、志三四）、深妙は早くから禪季を明真房の跡職として入寺させていた事情によるものであり、右によつて風早墓堂はすなわち泊寺であることがわかる。とすれば、前の「とまりごう」・「お西」・「お東」というのが、この泊寺（風早墓堂）との距離的関係からみても、禪季がここにいて二親の孝養報恩をしたことが最も自然に理解される。泊寺というのは、あるいは深妙が京都からたまたま下向した際の宿所ではなかつたかと憶測する。

さて以上の明真房の所領が、弘安八年（一二八五）には六十九丁九反小が大野基直（一本基直女子相続）、二十二丁一反余が基直妹、五丁六反余が同氏（女）善修理亮広衡妻、三丁一反が輔阿闍梨良慶の所領となつており、大部分が大野一族の所領となつてゐることは注意を要する。この大野基直については、牧健二博士以来さきに亡ぼされた大野泰基の子であり、大野莊下司であつた大神系大野氏が泰基の死後下村の大部分を安堵されたもので、明真房の所領は泊寺の三丁余に過ぎなかつたと解している（『日本封建制度成立史』一九八一九頁）。なお、大野基直をもつて、大友能直の養子とする説もあるらしい。明真の俗名は能基（能職ともある）で、「藤北、田中之祖」とあり、彼を「藤北能基」と記している（「大友系図」「戸次系図」）。前記弘長二年（一二六二）の泊寺院主職譲状には、明真房と並んで「藤原基直」が連署している（一九、志二五）。また同年の「深妙書状案」では「大の太郎、しか（泰朝）の太郎」に相模大友の屋敷一所充を譲り、もし惣領大友頼泰の命に違う時はその計らいとすべきことが記され（二一、志二八）、別に「

大野太郎基直」とあるので（四四、志五一）、大友屋敷を譲られた大野太郎は大野基直であり右の藤原基直と同一人物と推定される。深妙が本貫の屋敷を譲り、大友惣領の命に従うべきことを定めている以上、当然大友一族でなければならず、従つてそれは「藤原基直」以外の人物ではあり得ないからである。なお弘安六年（一二八三）ころ禪季は泊寺院主職兼地頭職を大野太郎基直後家尼善阿（田中後家）に四五〇貫文で売り渡しているが（永仁五年徳政令で取り返した）（三四一五・三八・四四一五・四七、志四三一四・四五・五二一三・五六）、祖母尼深妙の墓堂を、他姓のしかも敵人の子孫に売却することがあり得ようか。明真房の志賀禪季に対する譲状に藤原基直が連署しているのは、深妙の計らいで泊寺を他に譲ることに対する承諾を意味するもので、彼が所領相続権者であることを示している。藤原姓を称することが、基直の大友一族である証拠であり、古文書学上からみてそれは明真（能基）の子と考えるのが最も自然である。両者が「基」の一字を通字としていることは、決して偶然ではない。明真を「藤北、田中之祖」とするのは、一族が下村の藤北・田中附近に居住したからで（「大友系図」）、基直後家尼善阿を「田中後家」と称しているのも（四五、志五三）、この考え方を裏づける。

大野基直を明真（能基）の子と考え、大神系大野氏とは別系であるとする卑見を提起したが、「大野泰基の滅亡」によつて同氏が族滅されたとは速断し難い。上津八幡社司大野氏記録では、泰基は神角寺で自尽し、子孫は助命されて同社大官司職を相伝したとある。同氏系図には、

（大野）九郎
泰——基——定
基——能
泰角寺有墓所

とあり、泰基の子に能基（明真＝能職と同名）があり、子基定も直基（基直の逆）と改めたとみえることなどが注意

⑯

任先例大官司職可相続旨有上意、而即賜一字改直基、

をひく。可信性の度が疑われるが、あるいは泰基の滅亡後は大友能基が跡職をついだとも考え得るし、そうした場合大野氏の女をめとったこと、諸他の大友一族の在地土豪との対応関係からみて、あり得ないことではない。大野莊で疑問になるのは、大友一族の入部土着の際の在来の名主職との関係がほとんど問題となつていて、惣地頭・小地頭の対抗関係が全く明らかでない点である（後述）。下村には菅田名・三木名・口山名（おそらく下村か、現犬飼町）などがあるが（二〇九・二二六・二三四）、あるいは在地土豪である大野一族が名主職を帶していくたのではあるまいか。惣地頭である能基（明眞）が名主職を兼帶して下地支配権を獲得するためには、前記のような方法が必要ではなかつたかと想像される。

以上のことく、大野基直が九郎入道明眞（能基）の子とすれば、「岡田帳」に基直が下村六十九丁余を知行し、その妹が二十二丁余、同氏（女）善修理亮広衡が五丁余を有していることは、全く当然の結果であることがわかる。ちなみに、ここに善修理亮広衡妻となるのは、「大友系図」以下に能直長女で「善刑部大夫室、宮迫之祖」とある人に当るかとも思われるが、「岡田帳」の「同氏（女）」が大野氏（能基）の女であるならば、別人としなければならず、今は決定しかねる。善広衡は三善氏で、衡の通字からすれば、頼朝に仕えた三善康信の系統ではなく、京都に在留した下級貴族の俊衡・康衡・定衡・遠衡などの一族であろうか。

最後の三丁一反を知行する輔阿闍梨良慶は二代親秀の子で三代頼泰の異母弟であり、山僧になり、同荘内の酒井寺院主であった（「大友系図」）。右の関係から酒井寺は天台宗寺院であったはずで、「三聖寺文書」では中村にあり、大護寺と称した（七九）。大野町に大字名となった酒井寺があり、ここに醍醐寺（臨済宗妙心寺派）がある。至徳四年（一二八七）の「大護寺」の刻銘を有する石鳥居額束を蔵し（一七五）、もと天台宗であったという寺伝からもこれ

に当ることは疑いない、深妙は延応二年（一二四〇）所領処分の際、酒井寺六〇供僧の経田二丁を定め、詫磨能秀と志賀能郷に分譲した志賀村北方・南方中から一丁宛を募らせた。志賀分は久木の地頭用作から募ったが、のち上家分の「庄田が田」と交換させ（二三、志三五）、詫磨分のうち一反は堀池名内井尻にあり、志賀村預所外擲際で預所の便所である理由から、元亨四年（一二三四）に平井名内峰之元一反と交換した（七九）。他の庶子分については明かでないが、良慶知行の下村三丁一反はあるいはそうした田地であったかとも考えられる。酒井寺も深妙処分状には見えないが、能直墓堂（勝光寺）や泊寺などのごとく明真（能基）に譲られ、泊寺を禅寺に譲ったに対し、これを甥良慶に譲ったのかも知れない。

志賀村 中分されて北方は詫磨能秀、南方は志賀能郷に与えられ、「志賀村半分地頭職」といわれ（一一・一二・一三・一四、志二二一五・三六）、この関係は「図田帳」においても変りはない。「図田帳」には南・北おののおの三十六丁五反宛とあり、後述正応の中分の際にも「南北惣田数七十参町内、南方三十六町五段、其内地頭分十八町武段半、領家分同前也」とあって、南北完全な中分であった（五九、志七〇）。詫磨氏分は、長秀の泰長に対する譲与分に堀池名（三三）、寂尊（時秀）の熊鶴（貞重）譲与分に板井迫名・宮迫名などが見える（四〇）。『図田帳』には別に資（祐）秀分があることになっており、譲状は伝わっていないが、祐秀分の佃のある平井名が上記三名に附まれて存在するので（五九、志七〇）、同名がその分に當るであろう。堀池名のみが平井川の南にあるが、すべて平井川の流域に位置し、志賀村の最も良田を占めていた。詫磨氏の本拠は肥後國の所領内にあったので、おそらく代官を派遣していたものと思われ、今日その居館址と伝えるものはない。

志賀氏分については詳論を後に譲るが、近地名・朝倉名・泉名・大方名の四名から成ることは前者と同じで、名数

(21)

からみても完全な中分形態をとっている。前二名は平井川上流の地を占め、直入郡（竹田市）に接する。後二名は平井川の南側、大野川の本流に至る山間部に当る。志賀氏は名字の地としてここに居住した。今日志賀城址とよばれる古城址が大方名内と思われる大野川沿いの大字志賀にある。ただしこれは地頭・領家中分後のものと思われるから（後述）、はじめからその居館がここにあつたかはなお検討を要する。志賀村北方・南方と記されているが、厳密にいえば詫磨氏分は北東部、志賀氏分は南西部というのが正しい。

志賀村には、以上の外に名の存在を示す史料はない。従って以上の八名が同村を構成していたと考える以外はない。とすれば、地頭名の外に領家方名は全く存在しなかつたことになり、まことに異例といわざるをえない。既述のことく、当村の総田数は七十三丁で、詫磨、志賀両氏がこれを中分し、正應中分の際にはこの半分宛をさらに領家・地頭が中分したのである。ただしこの外に、領家分佃七丁二反があり、これが南・北に三丁六反あて定められ、さらに中分によつて領家、地頭ともに一丁八反宛に分割された（五九、志七〇）。領家進止地が総田数の一割にも満たない佃だけであるのは、当村のみの特殊事情によるものか、それとも遠隔地莊園における地頭の下地進止権の強さを示すものであるか、なお今後の検討を要する。⁽²²⁾

地頭分には名田の外に、用作（給田）二丁五反宛と上家分在家田畠がある。その詳細については、次章にのべる。

なお筑紫尾寺・法寿寺・長福寺・若宮八幡などの社寺があり、前三者は南方にあつて志賀氏が領した。若宮八幡は『豊後風土記』にみえる「志賀神」の址であるというが（『豊後国志』）、真疑は明かでない。詫磨氏が大宮司職を兼ねたことは（五六）、莊民の精神生活の拠点である祭祀組織を掌握したものとして注目に値する。

(注) ①「大友系図」・「大友田原系図」・「大友志賀系図」・「大友入田系図」・「大友松野系図」・「大友文書録」（『編年

大友史料』正和以前)は建久七年説。ただし「大友系図」・「志賀系図」・「松野系図」は建久四年(一九三)補任、同七年(一九六)入国とする。「大友吉弘系図」は建久四年入国説をとり、栗田寛「守護地頭略表」(『法洞論纂』)も同じ。

② 渡辺澄夫「豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相続制の問題」(『大分県地方史』二五号)参照。

③ 嫡子親秀分には、のちの「大友氏時當知行所領所職注進状」(『大友文書』四)や「大友親世當知行所領所職注進状」(同)にみえる大友惣領家重代相伝領中の、相模國三浦長坂郷・上野國利根庄・豊後國守護職(および付帯の所領所職)・鎌倉谷地壱町(先祖墓所宿所地等)・京都佐女牛大和大路屋地六カ所・同大谷地武所(先祖墓所宿所等)などが含まれていたと思われ、なお多くの地頭職が存在したはずであるが明瞭でない。

二男詫麿能秀分は、貞応三年五月廿一日の「関東下文案」(『詫麿文書』七の一)によって次の通りその全貌が判明する。

肥後國神藏庄内石丸名・同田所職・同岡師職・小石丸弥右丸・阿良宮・吉弘名田島・久末寺名・陳村升土々呂木・年預職
・得丸・三郎丸・与安付翌別当職・千見・重富・上家分倉富名等

同國飽田郷内真三大夫沙汰惣社敷地内屋敷在家免田散在名田島黒石原

同國玉名郡大野別符尾崎村

同國鹿子木東庄内長浦三郎遠秀沙汰橘村并五郎丸南山室地頭加治尾名姓り
平次承次方

三男帶刀時直分としては、豊後國速見郡石垣辨分(別符)が判明するだけであるが(建武三年二月八日「大友帶刀寂應安堵申狀」「筑前郡正敏文書」(『増訂編年大友史料』五、一二四))、帶刀の姓からすれば、なお同郡内に所領が存在したであろう。

④ 幸秀讓との所領が国東郡に多く、安岐郷横城山や夷長小野等が弥勒寺領六郷満山に属すること(『大分県史料』三「永弘文書」一の三五六、「六郷山本中末寺次第并四至等注文案」)、しかも宇佐八幡の別宮である大分郡由原八幡宮領賀来莊平丸名は「領家山法師備後僧都幸秀」と見え(『豊後國岡田帳』)、同阿南莊の預所で上級社僧でもある点からすれば(「由

原八幡宮文書」三九・六六）、山僧で弥勒寺六郷山に關係し、由原宮の社僧をも兼ねた人であろう。幸秀譲与所領は能郷幼少の為か、後まで幸秀が下地を知行した（志二六「幸秀・頼秀連置契約状」）。

⑤ 貞応二年十一月二日の「大友能直譲狀」（志七）には、末子童名仁王丸（能郷）とあるが、ここには能郷は朝直の兄とみえ、「志賀系図」も同様で矛盾する。能直が譲狀を書いた時には、朝直はまだ出生していなかったものか。

⑥ 史料編纂所影写本や『群書類從』本に「大知太郎兵衛入道孫鶴丸連慶檢校」として、鶴丸を連慶とするは誤りである。
⑦ 久多羅木儀一郎著『二万田由緒考』参照。

⑧ 玖珠郡玖珠町小田東区に横尾の小字が現存する。

⑨ 『玉葉』建久三年九月四日条。

⑩ 能直第二女平朝時室を「犬御前」に比定する積極的史料はない。しかし第三女玖珠女房は妥当せず（既述）、長女は「善刑部大夫妻」とあり、下村と關係するかと思われ（後述）、これも同様である。

⑪ 『豐後国志』二三七頁。

⑫ 同上二三三三頁。

⑬ 一基の宝篋印塔に「天正十四年」とあり、位牌には「天正十四丙戌年十二月十二日常忠寺殿節宗義圓大居士」とある。

⑭ 戸次莊勝光寺の『南陽山勝光禪寺記』にも、大野莊勝光寺と全く同じ由来を記しており、同寺には大友能直の肖像版木（江戸時代か）を蔵する。永徳三年（一三八三）在銘の石幢（もと六地蔵塔か）があるのは、はじめから同寺のものか検討を要するが、「戸次莊之内勝光寺」の衰微に対して代官職を与えた天正十四—十五年（一五八六—一七）ころの「大友義統書状」は、同寺が義統以前の建立であることを示すものである（同寺文書）。

⑮ 本誌飯田久雄氏論文参照。

⑯ 大野町大字田中字田中町は、江戸時代は田中郷田中町村といい、こゝに「城」・「城ノ後」・「屋敷」の小字があり、「城」を「田中城」とよんでいる。田中氏の居館址と思われる（「大野莊関係要図」参照）。

(17) 直基とあって基直の逆になつてゐることは、父能基が共通する点からみて、大友氏の能基流の系図をとつたのではないかとも疑われる。大野氏が大神系であることを示すための作為ではあるまいか。

(18) 注(2)参照。

(19) 「勘仲記」弘安六年三月十五日・四月六日・七年三月九日・九年二月三日・三月六日・七月七日・十二月二十四日・十一年二月二十一日条等。

(20) なお同寺境内には、「貞治三甲辰五月三日」の銘のある宝篋印塔の基礎部があり（一五八号）、その古さを示している。

(21) 今日「朝地町」と呼ぶのは、朝倉名と近地名の一字ずつを取つたものである。

(22) 高野山領備後国大田荘では、官物田五六八丁二反半のうち、三三三丁は定公事名田II領家方名である（建久元年六月日「僧鑑阿置文」）（『高野山文書』一、一〇一）。しかし肥前国佐賀御領では、「於田畠在冢等者、小地頭所進退領掌也」とあり、領家方名はなかつたかと思われる（嘉保二年二月日「佐賀御領内小地頭等申状案」）（『佐賀県史料集成』三、「龍造寺文書」一）。遠隔地莊園の特色とすべきかと思うが、今後の検討を期したい。

二、志賀氏所領の構造

以上大友庶子家の所領の内部構造がどのようであつたかについては、史料の制約上志賀氏の場合を中心として考察する以外はない。

(1) 名の構造 大友庶子家の地頭職は、大田荘四か村を村単位に分けた村地頭職であるが、それらを統轄する惣莊地頭職が存在しないので、惣地頭職の分割とすべきことはすでに述べた。九州地方では、一般におののの名主が下地進止権を有する小地頭として存在し、後來の惣地頭は加地子領主であるのが普通であるが、志賀村の場合は果してどうであつたか。まず詫磨氏の肥後国飽田郡鹿子木東荘の場合をみると、同荘五郎丸名地頭職は大友能直が在地領主

である長浦遠貞（行西）から、「奉^レ憑^ニ主[○]」^(君)る故に寄進をうけたもので、本領主行西の子遠秀（西願）は地頭代職を保留した。従って能直の地頭職は加地子得分のみで、下地進止権は長浦氏が掌握した。右の惣地頭・小地頭との関係とは若干異なるが、莊園的職の分化による余剰生産物の一部の取得権者たるに止まり、排他的な封建的土地所有でない点は、これと類似する。これは詫磨能秀に譲られ、のち長浦氏が加地子を納めず、同名を小河資能（肥後守護名越時章の守護代か）に譲る等のことがあつたが、友吉名の事で罪科を得て幕府から追放の下知が下り、能秀が勝訴して下地進止権を獲得した⁽¹⁾（「詫磨文書」一の一・四一六、『大分県史料』十二）。

志賀村の場合、こうした在来の名主^リ小地頭との対抗関係がほとんど表面に現われないのは不思議である。ただ志賀泰朝（阿法）は正安三年（一三〇二）に朝倉名を女子諸王に譲つたが、これは朝倉朝親を猶子として諸王を嫁し、夫婦ともに同名を寄合知行させることとし、離別の時は惣領貞朝が知行するよう定めている（五七・五〇、志六八）。この朝倉氏はその姓からみて、前記鹿子木東莊の長浦氏の^ごとき本領主（本名主^リ小地頭）かと思われ、志賀氏は下地進止権獲得のため朝親を猶子とし、その女を嫁し地頭職を譲与したのではないかと考えられる。前に述べた大友能基の子と考えられる大野基直と大野氏との関係も、男女の関係は逆になるが、類似の姻族関係の存在が想像される。おそらく大野氏の討伐によつて惣下司職とともに名主職の没官されたものが多く、わずかに生き残り得た本名主層も、右のような過程で大友庶子家に吸収されていったものであろう。のちの文書には、志賀村南方に惣村地頭代泰親がみえ、詫磨氏領堀池名にも地頭代有直がいた（六四・六七・九三、志七五・七八）。この地頭代が長浦氏の^ごとき本領主であるならば、志賀・詫磨氏は加地子領主であることになるが、両者の人名からみれば、一族中の代官かと思われる。⁽³⁾名は山野をふくんで地続きとなり、相当広大な面積となるが、名田面積は比較的小規模で、大領主的名とはいひ難

い。志賀村南方・北方ともに三十六丁五反で、両方ともに四名宛であるから、一名平均九丁一反余となるはずである

が、右の内には名に属しない地頭用作や上家分在家田畠が含まれているので、事実上の名田面積ははるかに小規模となる。北方諸磨氏分は不明であるが、南方志賀氏分は次表の通りである。大方名が最大で七丁半、最小は泉名で二丁

三反半に過ぎない。四名平均してほぼ四丁五反弱となる。

名田の存在形態は、北方の平井名・堀池名は平井川両岸の水田地帯を占めるので、ほぼまとまっていたものと思われるが、その他は現在の地形から見て、あちこちの谷間に散在していたらしい。この点南方志賀氏分はいずれも大同

名	名田	本在家	上家分 在	田	島
大方名	丁反步 7.0.180	5	8	田 菌	6.4.000 2.2.000
泉名	2.3.180	2	2	田 菌	1.4.300 3.0.000
近地名	3.3.240	2		田	2.1.240
朝倉名	5.1.180	3	5	菌	2.6.000
計	17.9.180	12	15	田 菌 名田 (合計)	10.0.180 7.8.000 17.9.180 35.8.000

(註) 本表には地頭用作2丁5反を含まない。これを加えると38丁3反となり、志賀氏分36丁5反より少くなるのは、菌畠が加わっているからであろう。「深妙譲狀」に30丁5反となっているのは田地のみの集計であるからであるが、36丁5反より少ないのである。菌の一部が加算されている性は最も甚だしかったものと思われる。(地形図参照)。

名田とその耕作者である本在家との関係は表の通りで、これが本在家総数とすれば、一家当りの平均耕地は一丁二反から一丁七反の間にあり、比較的小規模な請作形態であったことになる(ただし別に上家分在家田畠がある)。これは畿内地方にみられる一般の百姓名と、ほぼ同じ規模である。本在家と名田との所在関係は明らかでないが、地形からみて耕地は散在的であるから、在家そのものも分散的であつたろうことは、後述の上

家分在家との関係からみても容易に推測される。

名内の山野荒蕪地・水路等は、地頭（名主）の強力な支配下にあつたらしい。建長七年（一二五五）深妙は志賀・詫磨両氏の境相論を和協させ、能郷に対して「ゐてのひ、たきくていの物など、たくま殿のかたよりとらせ候」よう諭している（一六、志一九）。山林原野は薪炭採草源であり用水源でもあつたので、地頭はこれを支配することによって農民支配の優位的条件をつくり出し、さらに農民（在家）労働力によって新田を開発することができた。後述の上家分在家田畠は、志賀氏入部以前に造成されていたものであるが、おそらくこれと関係があろう。両氏相論の詳細は判らないが、それは決して僅かな山林原野の争いではなく、もっと本質的な農民支配の必須条件としての山野であつたと理解すべきであろう。既述のような散在在家が強固な村落共同体的結合を有していたとは考え難いから、山野用水の支配権を掌握した地頭は、個別的に在家を把握したものと思われる。⁽⁴⁾

(2) 用作（地頭給） 直営田である地頭御作用は二丁五反で、七反が桑原、五反が赤滝、一丁三反が久木にあり、この三か所に散在していた（一三、志一二二）。『深妙譲状』には、「地頭給并公文・定使・散在給等、同以各半分宛可募之」とあり、志賀氏と詫磨氏が半分宛となつてているので、詫磨氏分も同面積であつたはずである。この用作二丁五反のうち、久木の一丁を中村の酒井寺経免に寄附するよう定められたが、深妙は後の煩いを考慮して、詫磨氏分の場合のように上家分（庄田の田やしき）をもつて立て替えさせた（二三、既述）。庄田の田屋敷はもともと詫磨能秀に上家分在家田畠（田六反、屋敷）として与えたものであるが、志賀能郷方の便宜によつて、建長六年（一二五四）能郷に与えたものである（一五、志一七）。

ここで右の久木一丁を「岩益用内堀町」と記し、又別に志賀・詫磨両氏の用作田を「岩益用伍町にをいてハ、もとつ

ほをたかへす、両方式町伍反あてニさたあるへき也」のごとく「岩益御」どよんでいることが注意をひく(三、志五)。これについては、次の文書が参考となる(志六)。

豊後國安岐郷諸田名事、本領主基貞・基秀等契約次第、先度令申候了、而以後日令寄附岩益御領之由、蒙仰候之条、無謂候之上、幸秀所領事、任本知行、可安堵之由、賜閑東御下文候之間、旁以雖可申異儀候、依難背御命候、去進候、為一円御領、可有御知行候、且御子息二王殿御事(志智能郷)、不存疎略候之間、如此計申候、先日讓進候為七ヶ所之類領、後日者、可被思食宛候、仍状如件、

貞應式年七月廿五日

（備後法眼）
幸秀（花押）

これは、既述のことく能直が八男仁王(能郷)を養子にやるとの条件で、強引に安岐郷諸田名事を本領主幸秀から譲らせた去文であるが、ここにも「岩益御領」とある。能直が在地領主から所領を獲得する一方法を示すものとして注意されるが、その内容からみてこれは「大友能直領」の意と解する以外はない。「岩益」と称した理由は判明しないが、おそらく能直の仮名であろう。幸秀が能直に譲った所領は他に七か所もあり、諸田名もその類領とする、というのである。七か所の全貌は明らかでないが、横城山院主職、夷長小野、勝津留等がこれに当ることは前に述べた。文面からすれば、これらも「岩益御領」に入るであろう。もしこの考えが正しいとした場合、以上の所領は院主職や名地頭職などであるから、右の去文にたとえ「為一円御領、可有御知行」と記されていても、すべてが直營の用作田であるとは考えられない。おそらく職の一円知行を意味するものと思われる。

では能直の所領をすべて「岩益御領」と称したかどうかが問題であるが、他にその記述がないので今は何れとも判定しかねる。「岩益」が能直の仮名であるとすれば、当然その事が考えられるが、以上の史料の限りでは、能直の獲

得した特殊の所領、とくに用益関係において特別な意味のある、重色の所領を指す可能性が強いように思われる。

さてそれでは、この「岩益御領」と志賀村の用作田との関係はどのようになるのであろうか。まず「深妙眞文」には「岩益用」とあって、「岩益御領」とは異なった用法を用いていることが注意される。「岩益御領」が重色の所領であっても、職の一円知行で、用作田とは限らないことは前に述べた。私はここに「岩益用」とあるのに注意し、これを岩益御領中の用作田の意味に解したい。おそらく養父中原親能に滅ぼされた大野泰基等の下司給田に系譜をひくもので、それ故に能直が「岩益御領」に入れ、用作田（地頭給田）としたものであろう。

地頭給田と関係して問題となるのが、「深妙譲状」に「地頭給并公文・定使・散仕給等、同以各半分宛可募之」とある公文・定使・散仕給等についてである。「半分宛可募」とあるのは、志賀・詫磨両氏で半分宛に分割領有せよという意味である。これによると、地頭が公文・定使・散仕等の職を進止し、その給田を領有したことになる。地頭が公文職を進退した例は多いから、志賀氏が公文職を兼帶したか、ないしはその一族被官中から補任したであろう。定使・散仕（算師）等は、一般的には領家側の補任の職であるが、志賀村の場合は地頭の進止権に属したと考える以外はない。それでは、そうした公文以下の給田は譲状のどの部分に当るかといえば、次述の「上家分在家田畠等」の中に、

壱所 公文 田伍反 蘭壱反但半分定

とあるのがそれである。下に「但半分定」とあるのは、詫磨氏と半分宛に分割したことを意味し、田五反と蘭一反が右にいう公文給である。しかし定使、散仕給については注記がないので、何れとも判別しかねる。ただし公文給の例からみて「上家分在家田畠」中にあることは確実で、その名称からみて上別当（田三反・蘭一反）などは、両者の何

れかに比定されうるのではあるまい。

以上地頭給は、公文給を合せて三丁一反となる。定使・散仕給は不明であるが、公文給よりも少ないので通例であるから、合計して四丁内外と見て大過あるまい。地頭給田のある桑原・赤滝・久木は、後の「分直中分」の際の西方の飛地注文によれば（六四、志七五）、元田分の中に、

赤滝 東西限東方野島 南限同万斤田在古枕

一所 五反 北限北方田地

一所 三反 東限谷河并平井名田地 谷
西限勢五田地繩手 南限。河

一所 三反 西限西屋敷南岸

中略

久木 久木 六反半 東依、上二保一切中ス、又自道下溝両方、

一所 四反 東限平井名野島荒野同名田地

桑原田 一所 一反 西限新堺在古枕 南限同名田地野島荒野
北限新堺在古枕 同名野島及自道上中スノ北ノ溝

桑原田号桶口

一所 四反 東限河 西限板居迫野島岸

桑原田 南限同野島 北限酒井寺經田

一所 一反 東限酒井寺經田 西限近地田地

南限板居迫野地

と記されているのによつて、およその位置を推定し得る。赤滝は北が北方田地に接するので平井川流域と推定され、

第二筆目三反が同一字とすれば、北方平井名田地の西側に当るらしい。久木も東・南・北の三方が平井名の田畠と境し、桑原田は東は河（および酒井寺經田）、南は板井迫名野島、北は河（および酒井寺經田）、西は板井迫名野島および近地名田地となつてゐる。最も西側の近地名田地が板井迫名野島と西境をなし、南が板井迫名、北が河とすれば、こ

れもやはり平井川の流域と考えて間違いはない。志賀村の地頭給田はもともと一つのものであったから、水利・交通・田品等に有利な平井川流域に占定されたもので、それを南北に中分したため、南方分が北方板井迫名、平井名に囲まれる結果になったものであろう。領家佃が同じく平井川流域にあつたことも当然であり、これについては後述する。

用作田の経営形態を知る史料は全く存しない。ただ永徳元年（一三八一）頼清が嫡女あくりに、笠和郷富成名十五貫分・つなかうら・河原・筑後国みぬま庄・大野庄内夏足名等を譲与した際に、下部が副えられており（一六六、志二二〇）、また「幸心雜人配分状」に八人の雜人が譲られている等は（一七一、志二二五）、南北朝末期ごろまでこの地方に奴隸制の存続を思わせるものではある。しかしこれは志賀氏の用作とは直接関係する史料ではない。鎌倉期には志賀氏も下人・所従による直接経営を行なつたことが推測されるが、次に述べるごとき惣領制の解体過程からみれば、それに伴つて徐々に在家の請作形態に転化したものではあるまい。

〔三〕上家分在家田畠 上述の名や給田と関係して問題となるのが、上家分在家とその田畠である。これは右の本在家とも必然的に関係する問題で、從来異説が多く今日なお決定的解明の得られない難問である。まず先学の所説をきくことからはじめよう。

上家分について検討を加えた最初の人は牧健一氏で、二説を出した。一は、在家に対する領家の義で、面積からみて領家佃七丁二反を二分したようにみえるから領家佃に当るかと思われる。二は、上家分は浮田らしく、雜事免の土地で、上家分在家は免在家であり、農民から地頭（領主）を上家とよんだのであるまい、というのである（牧健一『日本封建制度成立史』一九六一—一九七頁）。これに対し松岡久人氏は、氏の主張する名田方（領主的名）と公田方（百姓名）小規模名）の論理から、大方名以下が雜公事免の領主的名で地頭は管理権を有する程度であるに対し、上家

分在家は年貢・公事ともに領家に納める百姓名で地頭が進止権を有する部分である、と述べている（「百姓名の成立とその性格」竹内理三編『日本封建制成立の研究』一二二一—一二一三頁）。領主的名は私有権の不安定な班田農民の治田が郷司的有勢者に集積されたものであるに対し（別符名・保）、百姓名は私有地化し得ない郷戸別班給の口分田（公田）が定着して戸の用益権が認められたもので、國家権力を代表する郷司が進止権を有した、という氏の説に従えば、この上家分在家田畠は口分田（公田）の定着した百姓名で、もともと郷司の進止に属したものであるということになる。豊田武氏も上家分在家||百姓名説では松岡説と一致するが、その論拠は甚だしく異なる。氏は上家分在家中の大屋敷と羽月屋敷が、正安三年（一二〇一）の志賀村南方譲状に「一所泉名内」とあるので（五一、志六二）、これが泉名の本在家二字に該当することがわたり、従つて大方分八所を合せた十五の上家分在家は即ち名々内の本在家に外ならない。この在家中付属の園が一丁五反づつであることから、屋敷所有者は相当規模の百姓で、一般的に本在家は百姓名の所有者で名主と同様の地位にあり、脇在家が名主以外の百姓（間人）であった、と主張する（豊田武「初期封建制下の農村」『日本社会史の研究』六三頁）。工藤敬一氏は上家分在家が本在家に当るとする豊田説によるが、上家分の方が本在家数より多いので、上家分即本在家とはいえないが、上家分在家は多く本在家である。上家分在家は屋敷を名内に属せしめ、その名田を請作しながら別に耕地の一部を名田外に保有した。名田外の保有地は地頭の進止下にあるが、それは名田が名主の進止下にあつたため、名田外の新田を開拓したもので、地頭はこれを在家農民に請作させたものである。「上家分」というのは、新田は名主を介することなく耕作者が直接年貢を領家に納めることから称したもので、その耕作者を上家分在家とよんだものである、と論じている（工藤敬一「辺境における『在家』の成立とその存在形態」（『中世社会の基本構造』一二二五頁）。

さて以上のうち、牧氏の領家佃説は、上家分在家を大方分を除いた以外のものと解し、その田地が三丁五反三〇〇歩であるから、領家佃七丁二反の半分に当ると解したものらしいが、大方分の石仏屋敷はのち明らかに上家分在家の中に入れられているから（五〇）、賛同し得ない。なお佃は「自往古為領家進止地之間、不載譲狀」とあり、南北惣田数七十三下の外であることからも（五九、志七〇）、この説の妥当しないことは明らかである（地頭雜免説は後述）。松岡氏が領主的名に対立する百姓名として、公田の定着したものとみるのは、掲げた他の諸例はともかく、この上家分の場合が果して妥当するかどうかは疑問である。それは豊田・工藤両氏の指摘するように、少なくとも一部の上家分在家と本在家が一致するから、二類型の名の併立の事実と矛盾するし、なおこの山中の在家田畠を公田の定着したものと解するには、余りにも積極的な裏付けが欠け、時代的にも隔絶しすぎる。豊田説は本在家が百姓名に当るという一般論であるが、本在家と上家分在家の一致に着目した点が斬新である。工藤氏は豊田説を継承しながら、上家分在家田畠を地頭開発の名田外の直納地（筆者のいう一色田）と解し、領家直屬地の意味から「上家分」を「領家分」と考え、この在家は新田と名田両者の請作者と説き、豊田説をさらに発展させた。松岡氏の公田（古作田）説に対しても全く逆な新田説となつたことは興味ある対照である。なお工藤氏の領家分説は、最後に残した牧氏の第二説（浮免）と地頭雜事免、上家分在家||地頭免在家、上家分||地頭分とも対立する新説である。

以上諸説のうち、いずれを取るべきかは、まず「上家分」が具体的に何を指すかを考えなければならない。「鳴津庄薩摩方伊作庄雜掌与地頭和与狀」によれば、

一 下司名得分事

中原名居屋敷并一門輩居園廿六ヶ所、此外所々名頭園拾壹所、此者下司一圓也、此外百姓上家分作麦作大豆藍狩

番入物田畠所出物并刈取作種地利得分、此者建治二、三弘安元分可三糺返一者也矣、

とあり（『薩藩旧記録』七の五七）、また

一 上家分地頭召仕由事

右上家分、自レ元不ニ召仕ニ之上者、相互不可レ有ニ新儀ニ矣、

と見え（同九、八一九）、明らかに地頭分ではなく、領家の意味らしい。こうした当時の一般的用法からすれば、工藤氏説が一応正しいようと思われる。

しかし、それではこの「上家分在家田畠」の内容を具体的に検討した場合、果して右の一般論で説明され得るであろうか。前に指摘したことく、この中には公文給の半分である田五反と菌一反、および定使給・散仕給が含まれていることに注意したい。つまりこれらは公文以下の門田・門畠であり、しかもそれが在家田畠として記されている以上その屋敷もあつたはずで、おそらく右の門畠（菌）の中ないしそれに接して存在したものと思われる。このように考えると地頭志賀氏の居菌の所在が問題となる。前記の地頭用作田の中にはあり得ないとすれば、この上家分在家の菌の何れかに比定する以外はない。泉名の本在家と上家分在家の数が一致し、近地名・朝倉名の場合も両者の数が一致することは、すでに豊田・工藤両氏が指摘した（前表参照）。しかし大方名の場合は本在家五家に對して、上家分在家は八家で後者の方が多い。両氏ともに本在家が上家分在家に當るとしながら、後者が三家多いことについては説明を加えていない。私はこの中にこそ地頭屋敷があるのではないかと考える。今具体的にその何れに比定するかは困難であるが、田村次郎跡（田一丁四反・菌三反）・鷹匠跡（田一丁・菌二反）・笠四郎跡（田九反・菌二反）・松物跡（田七反大・菌三反）などの「跡」とある在者は、没官された前下司等の遺跡とも考え得る。特にはじめの田村次郎

は有姓者であり、田地も一丁四反で最もふさわしい条件をもつようと思われる。しかし地頭屋敷としての条件は、田よりも蘭の方にあると考えられるから、この面から見れば、大方名ではないが、泉名以下に一町五反の蘭を有する大窪五郎・羽月・大森五郎等に可能性がある。だがのち大窪屋敷と羽月屋敷は、志賀泰朝が庶子貞泰に譲与するから

(六九、志八三)、深妙譲与の際にこれらが惣領家の居蘭とされたとは考え難い。

現地調査の結果によると、もと大方名の地である朝

朝地町大字上尾塚字上瀬子附近小字図



(註) 瀬子は勢五田に當るか。古屋敷は志賀氏屋敷と伝える。

地町大字上尾塚字上瀬子三一〇九番地に「仲屋敷」とよばれ、昔は「古屋敷」といい志賀氏が居住したと伝承される一反歩の屋敷がある。東の低地には水田二反七畝があり、これに接して畠六反・田五反・原野一反を有する字「園田」とよばれる所がある。おそらく「古屋敷」の園田であろう。この字上瀬子は瀬子・向瀬子と統いているが、もともと同一字と考えられ、「深妙配分状」の「大方分」中の「清五、田陸反、蘭參反」に当るのであるまい。^⑧ 大方名だけから見ればやや西寄りであるが、北の泉名・朝倉名・近地名等との関係を考慮すれば、ほぼ中心を得ていると考えてよい。

この上瀬子、向瀬子に接して字上用作・下用作のあるのも偶然ではあるまい。地頭用作二丁五反のある桑原・赤滝、久木は平井川流域らしいので（既述）、この上・下用作とは異なるが、定使・散仕給があり、なお後述のことく、⁽⁹⁾ 地頭屋敷には門畠・門田の付属したことは当然考えられるから、これがその門田（用作）に当る可能性は十分にある。

このように考へると、上家分在家田畠の中には、地頭に与えられた公文・定使・散仕給田畠屋敷があり、地頭屋敷蘭が含まれていることがわかる。それ以外の屋敷は、その蘭と一体となつて地頭給畠（門畠）であると解する。宇佐弥勒寺領宇佐郡山下保の下司紀氏が、給田・給畠に関する預所と相論した件に対する仁治二年（一二四一）の「寺家

公文所下文」に（「今仁文書」一の二、「大分県史料」二）、

下司・田所分給田武町下司一町可募得田内事（中略）、

同兩職給畠可引募七ヶ屋敷内事、

件給畠、彼七ヶ所屋敷之外可募之由、下司紀度々雖訴申之、如預所慶延申状者、件屋敷身打向、加内檢之處、令申

七ヶ所者九ヶ所也、申壹町八段者參町余也云々、（下略）

と見え、下司・田所の給畠というのは、屋敷とそれに付属する畠地のことに外ならない。著名な弘長三年（一二六三）の「国東御領諸富名主沙弥西秀譲状」を見ても（志三一一一）、別紙坪付では「作畠分」とあるが、譲状には「門畠」と記されている。この譲状の在家は田畠と結合していないという点で、かつては奴隸的農民と考えられたが、畢竟では単なる記載形式の相違によるもので、「作畠分」は本在家・脇在家に付属する蘭畠であり、畠を譲ることは即ち在家の譲与であり、逆に在家の譲与は畠の譲与を意味する。しかもその「作畠」は「門畠」とあるから給畠に外ならないのである。志賀氏の上家分在家と蘭の関係も、全くこれと同様に解して誤りないと考へる。

三、国東郷諸富名主西秀譲状の所領と坪付

名主 (丁反)	西秀譲状 歩	同別紙坪付
田	6.0.300	田 6.0.300
門	2.9.300	門 田 2.9.300
公	3.1	公田雜免方 3.1
門		作畠分
島		本在家 脇在家 (下欠)
家		10 7
山		

では、上家分在家の田地についてはどのように考えたらよいのであろうか。

上表諸富名主の譲状に、在家の次に「山田」とあるのが注意される。別紙坪付ではこの部分が欠失しているので詳細を知り得ないのは遺憾であるが、これが門田や公田（公田雜免方）と区別され、しかも在家の次に記されているのを見ると、おそらく在家付田であろう。「山田」とある点から考えて、山中の谷間にあるらしく、下司（地頭）の開発計画によるものであろうが（後述「石志文書」）、事実上は在家労働力を主体とした新開田と思われる。そうした性格からは、かつて卑見を述べた治田や別作に類するが、畿内地方ならば莊園領主直属の一色田となるべき田地であるけれども、辺境のこの地方では名主の進止下に属し、しかも在家百姓の造成にかかる点から名主門田とも又公田雜免（給名）とも区別し、在家付田として把握されたものと考える。

志賀村の場合も、本質的にはこれと同一性格のものとみてよいと思う。ただこれは名主の所領ではなく、地頭の進止下にあることが異なるだけである（ただし志賀氏は名主職・小地頭職をも兼帶したであろうことは前に述べた）。ところで、この田地の中には公文給田・定使給田・散仕給田が含まれ、それらが地頭の進止に属したことは前に述べた。そこで問題となるのは、これらの給田以外の在家付田地の性格である。既述牧博士の第二説では、田地は浮田らしいのでこれは雜事免の土地であり、上家分在家は免在家であると述べている。尼深妙の僧禪季に対する近地名地頭職および筑紫尾寺等の譲状に、「件名寺於田島山野料田并門田・門島・正用作等」のことく門田・門島・正用作を区別し

ているのをみると(二三、志三四)、これは門畠に対する門田ではないかとも考えられる。しかしそう考えると名田十七丁九反半に対し、用作二丁五反・門畠七丁八反・在家付田十丁半は計二十一丁三反半となり、給田畠の面積が余りにも過大である。やはり公文給田等の外は雑事免とすべきであろう。一般的の地頭領においては、在家に対する苧・桑等の領家公事がかけられている。⁽¹¹⁾ 大野莊中村の「年貢以下色々濟物結解状」には、桑・茜・太糸・門布・在家役錢以下の在家役がかけられている(五五)。志賀氏の場合門畠・給田・雑事免となっていても、領家役が全く存しなかつたかどうかについては問題がある。地頭は主として夫役を收取し、領家には前記のような雑物を支弁したことも考えられる(後述)。

以上の私見によれば、領家佃説の誤りであることは明かであり、雑免 \parallel 免在家説は地頭居蘭・門畠・給田が含まれるから全面的に妥当するとは限らないが、少くとも一部については妥当する。豊田博士の百姓名田説については、在家が蘭および蘭付田を保有する点において名の実質に近い性格を有することは疑いないが、豊前成恒名の本在家が名と称せられているに対し、志賀村の場合、のちまで名を号しないところになお問題が残る。⁽¹²⁾ 上家分在家が田畠を保有し、反面本在家として名田を耕作している関係は、次の肥前松浦庄福永名の本田と新田に対する百姓(本在家である)と地頭との関係がその事情をよく説明する。

下 松浦御庄内福永名地頭所御判

可早開曠野済所当事

右地頭等申状稱、當御庄雖多土民田畠有不足、然間開曠野可備進所當云々、是則民烟之興復村里繁昌也、且又為公平之基歟、須隨申請墾開、但開發之初年者免除所當、自其次年一色段別毫斗代、逐年增毫斗、以參斗代為其際、於

萬雜公事者宜從免除、若寄事於新田於令荒廢本田者、雖開發所准本田可令徵納、於有限所當者無懈怠可濟納庄庫、開發員數者御使巡檢之時、年々同可注進言上、依申請下知如件、

安貞三年二月廿一日

(「石志文書」七、『平戸松浦家資料』)

地頭が開発申請をしたものであるが、事実は土民（在家）の開発にかかる。初年は所當免除で次年から一斗宛を増し、三斗を限度とする雜事免の一色田である。「事を新田に寄せて本田を荒廃せしむる」事を禁じているのは、在がもともと名田百姓であり、雜事免と斗代が低い有利性等から新田耕作のみに力を注ぎ、名田耕作を怠る傾向が地頭および百姓側にあつたことを物語るものである。在家はこうした新田畠の開発によって徐々に名主的進化をとげるのであるが、志賀村の場合もそうした過程にあるものと見てよかろう。従つて上家分在家田畠を百姓名 \parallel 公田とする説には賛し得ない。前に問題として残した「上家分」の意義についても、当時の一般的用法からして、又この中に雜免の一色田のあること等からして、工藤氏の「領家分説」が一応妥当しないわけではないが、地頭進止の公文給田畠や地頭屋敷・門畠・門田があるとすれば、その実質上からも、又形式上からも「地頭分」と解する方が自然ではあるまいか。

要するにこの「上家分在家田畠」の中には、給田畠・地頭屋敷・門田・門畠・雜免田等、雜多なものが含まれている所に特色がある。それらがすべて「上家分在家田畠」として一括記入されているところに、その性格構造の理解を困難にする原因があり、従つてまた一面的性格規定では律し得ないものがある。地頭の経済的条件からみれば、大方名以下四名は給名であるから、志賀氏は雜免の特権を有するに過ぎず、従つてより有利な用作や門畠・門田を含む上家分在家田畠の経営に重心を置いていたであろう。今後の分割譲与の際に、在家が中心となるのもこれに原因するのでは

あるまいか(後述)。地頭志賀氏が在家の雜役・夫役収取によって下地支配を拡大しようとしているに對し、領家側が年貢および田率・在家雜物のみを收取する遠隔地莊園の在り方の一類型がここに示されている。

上述のごとく、泉名・近地名・朝倉名の本在家が前の上家分在家七家に當り、後の大方分八家の内には地頭居蘭等(一部は脇在家か)が含まれ、残り五家が同名の本在家五家に當ると解した場合、各在家の平均經營規模は次表の通りになる。大方分は本在家以外の三家が果して名田耕作に當ったかどうかは明らかでないが、一応加えて平均面積を算出した。

四、在家の經營田畠数

在家田畠名	上家分在家	田畠(丁)(反)(歩)	平均名田数	計
泉名	大窪五郎	1.0.000 (1.5.000)	1.1.270	2.1.270 (1.5.000)
	羽月屋敷	4.300 (1.5.000)		1.6.210 (1.5.000)
近地名 朝倉名	大森五郎	8.000 (1.5.000)	1.7.36	2.5.36 (1.5.000)
	上別当	3.000 (1.000)		2.0.36 (1.000)
	仲五郎	5.240 (6.000)		2.2.276 (6.000)
	米次郎入道	(8.000)		1.7.36 (3.000)
	公文	5.000 (1.000)		2.2.36 (1.000)
大方名	田村次郎跡	1.4.000 (3.000)	8.292	2.2.292 (3.000)
	鷹匠跡	1.0.000 (2.000)		1.8.292 (2.000)
	笠四郎跡	9.000 (2.000)		1.7.292 (2.000)
	石仏	3.120 (5.000)		1.2.52 (5.000)
	佐多	7.120 (2.000)		1.6.52 (2.000)
	桧物跡	7.240 (3.000)		1.6.172 (3.000)
	清五	6.000 (3.000)		1.4.292 (3.000)
	泉柚木	6.240 (2.000)		1.5.172 (2.000)

このうち最低のものは、石仏の田一丁二反余で、これに蘭島五反を加えると一丁七反余となる。最高は大森五郎の田一丁五反余で、かれは蘭島も一丁五反で最も広く、合計四丁歩を越えることになる。大体平均して田地は一丁八反内外となり、これに一反から一丁五反までの蘭島がつく。これだけの経営規模を有する在家は、単婚家族的構造をもつものとは考えられまい。のちに、初期に見えなかつた在家が史料面に数多く出現するのも、複合的（ないし家父長的）構造を有する在家から分出した脇在家が含まれているのであるまいか（後述）。

右のことと関連して最後に一考すべきは、南北合せて七丁二反の領家佃を有する三聖寺が、別に直属の在家を有していたか否かの問題である。「五畿七道之習、庄官等免家、或五宇、或十字許」というのが一般の例で（『高野山文書』、「金剛峯寺根本大塔供僧解状案」）、地頭免家は僅かで、領家方在家の多いのが普通である。しかし志賀村では地頭給名の外には領家方名はなかつたから、領家名の在家の存在は考えられない。それならば、領家佃の耕作は地頭名内の本在家（上家分在家）の賦役として耕作されたと考えざるを得ない⁽¹⁴⁾。しかしそうした推定が可能となる反面、当初から領家側が自己進止の在家を有したことも考えられないではない。初期の史料に見られなかつた在家が後の史料に現われること、下地中分後ではあるが、かつて見られなかつた在家が領家方として存在すること等が（後述）、この推定を可能とする。この場合には、地頭給名内の一一部在家を分割して領家方分としたか、あるいは名と関係しない在家を点定したか、等の方法が考えられよう。

しかし、後に出現する新らしい在家は、本在家の名称の変化や、本在家から独立した脇在家とも考えられ、とくに中分後の領家方在家は、中分によって地頭側が領家方に引さ渡したものである可能性も強いから、この問題の解決は他の傍証による今後の検討をまつ以外はない。その結果によつては、既述の本在家（上家分在家）の耕作面積等にも

変動が生ずることにもなる。

(注) ① 渡辺澄夫「豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相続制の問題」（『大分県地方史』二五）参照。

② 「志賀氏系図」・「詫磨氏系図」には両者ともに検出されないが、人名から見て一族ではないかと推定する。

③ ただし南方分が、北方分平井名の中に飛地として存在したらしいことは後述する（第四章参照）。

④ 永原慶一「中世村落の構造と領主制」（『中世の社会と経済』一九二頁）。「『在家』の歴史的性格とその進化について」（『日本封建制成立の研究』三一九一一〇頁）。

⑤ 宇佐宮領で、大宮司領を「常見（恒見）名田」とい（「八幡宇佐宮御神領大鏡」）、あるいは「小松御領」（「到津文書」一一八）というとの類比される。

⑥ 「詫磨長秀譲状案」には、大野莊志賀村堀池名の地頭職と公文職が譲られている（「詫磨文書」一の一七）。

⑦ あるいはこれが、のち庶家貞泰の居蔵となつたことも考えられる。

⑧ 以上在家については、現地調査の時、この方面的分担調査に当った竹内教授の示教による。

⑨ 用作付近の古田の収穫高は、最近は四石内外である。朝地町では最上田ではないが、この付近では字赤嶽とともに最上部に属する。江戸時代には岡藩の別荘があり、そこを「吉良屋敷」という（同上）。現在は紅葉の名所として有名である。

⑩ 志賀禪季の所領近地名・筑紫尾寺では、「田畠山野料田・門田・門島・正用作等」として、門田・門島・正用作の三者を区別して記している。この場合「正用作」は領家からの給田であり、「門田」・「門島」は居屋敷付属の直營地であろう。

⑪ 「相良家文書」一の七一九「相良蓮伝謹狀」（『大日本古文書』五）では、地頭方在家から領家に対して桑代絹・同綿を支弁している。

⑫ 同右二六「相良迎連田地坪付在家注文」で、本在家今吉蔵が「今吉名」と記されているのに対し、志賀村の上家分在家が、のちまで名と記されないのは、在家の田畠に対する権利関係その他の条件に、何等かの相違があるものと考える。

⑬ 永原慶一「『在家』の歴史的性格とその進化について」（『日本封建制成立の研究』三〇一一六頁）。永原氏はこれを

「直接經營の設定、拡大」とし、鎌倉期の地頭領主制を半奴隸制とみるが、私は在家經營は必ずしも奴隸制的なものとは考えない。

⑭ 一般に領家佃の耕作は、名主の所役であるが、ここには領家方名がないので、一応地頭名の所役であったことが考えられる。大乗院領大和國若槻莊では、下司名・公文名にも領家佃が割りつけられている（拙著『畿内庄園の基礎構造』五六頁）。

三、地頭職の分割譲与と総領制

つぎに、以上大友庶子家の所領の相伝関係の具体相と惣領制との関係を、最も明瞭な志賀氏の場合を中心として考察する。

志賀能郷は正嘉三年（一二五九）に志賀村南方地頭職および備後法眼幸秀よりの譲得所領を嫡子泰朝に譲った（一七、志二二）。能郷は病弱でたびたび京上したので、不時に備えて処分したものである。当時なお母深妙は健在で、弘長二年（一二六二）にはその計らいで重ねて志賀村半分地頭職を泰朝に譲り、そのうち名田一所（朝倉名）は禪季において、惣領は泰朝の沙汰とし（一〇、志二七）、文永元年（一二六四）泰朝分は幕府の安堵を得た（三四、志三六）。「深妙譲状」に定められた大友惣領家の公事支配が記されていないのは注意すべく、大野莊に関する限り惣領制は庶子家内部の問題に限定されたものであろうか。同年深妙は大野基直と志賀泰朝に、能直から譲得した相模大友屋敷を一所にて処分したが（既述）、これは大友惣領頼泰の命を守るべく、それに背く時は頼泰の沙汰と定めている（一一、志二八）。大友屋敷に対してもくに惣領頼泰の支配と定めたのは、同地頭郷司職が惣領家の本領で、頼泰に惣領職が譲られたからであろう。

ただし前記の朝倉名は泰朝が強いて歎願したので、翌年深妙は能郷に代って禅季には近地名をかえ与え、なお筑紫尾寺をも譲った（二二六、志三四）。既述のことく、二親の孝養報恩のため禅季を僧として風早の墓堂（泊寺）に置いたので、このように譲与する所ある。これから禅季は「近地阿闍梨」とい、近地氏の祖となる（三一、志四二）。さらに禅季は、弘長二年（一二六二）に明真房（大友能基）から泊寺院主職（および寺領田畠山野・泉屋敷田畠等）を譲与され、文永二年（一二六五）深妙はこれを安堵している（既述）。

以上によつて志賀惣領家の所領は、能直および幸秀旧領分の外は、大野荘の名としては、朝倉名・泉名・大方名の三名に縮少されたことになる。文永蒙古合戦に際し、志賀禅季が大番以下の田率所課は泰朝の支配に従うが、異国防御の重事は直接禅季に宛てられ、惣領守護所（頼泰）の催しに預かりたいという著名な訴訟を提起した（三〇、志四二）。その申状に、「禅季在京中に班弱の代官が、惣領守護所の各別の催しを止め、泰朝に属したいとの「乞索状」を出したものであろう。それは自身一切存知しない所である」と述べているのは、文永十二年（一二七五）五月十二日の「大友頼泰書下」の内容を指すのであらう（二九、志四〇）。これに対し泰朝は、深妙の譲状ならびに「守護所下知状」に背くのみならず、禅季に実子のない時は泰朝子息に譲るべき近地名を、戸次太郎子息に譲ろうとしていることを難じ、脇名を立てることは分限班弱となるからとて、濫訴を止められるよう訴えた（三一、志四二）。この訴陳の結果は、おそらく禅季の敗訴となつたと思われるが、田率公事と軍役が分離して志賀氏の惣領制に解体のきざしの見えることは注意を要する。禅季は弘安六年（一二八三）に、泊寺を四五〇貫文で田中後家（大野基直後家尼善阿）に売却したが（三四一五・三八一九・四四・四七、志四三一四・四六一七・五一・五六）、永仁の徳政令によつて取り戻し、作稻の処置について幕府の指令を待つてゐる間に脚氣で重態となつたので、これを惣領泰朝に譲つた（四四、志五一）。既述のこと

とき深妙の置文に従つたものであろう。こゝにおいて禪季対田中後家の相論は、対泰朝との争いとなつたが、泰朝の勝訴となつた（四七、志五六）。なお泰朝は、弘安四年（一二八一）蒙古合戦の勳功の賞として、正応四年（一二九一）に筑前国三奈木荘内田地五丁・屋敷三所・畠地一丁の所領を得た（志四九）。

この間に、正応五年（一二九二）領家の検注問題に端を発して下地中分が行われ、さらに正和三年（一二三四）には一円分け直し中分が行われるが、これについては次章に詳述する。ただここでは、中分によつて一円知行となつたが、名田以下の面積が半減したことを指摘して置く。この両度の中分の中間にあたる正安三年（一二〇一）に、泰朝（阿法）はその所領を三人の子女に分譲したのである（五〇・五一、志六〇一）。こゝで先ず注意されることは、嫡子貞朝に対しても、始祖能直および備後僧都（法眼）幸秀よりの譲得分である安岐郷諸田名・小俣畠・松武名等地頭職、北浦部長小野村（伊美郷か）等が別相伝として譲渡されていることである（志六〇、表※印）。これは能郷が泰朝に譲つた場合も同様であつたと思われ（一七、志二三）、後述の貞朝の譲与の場合も大体その慣例が守られている。従つて分割譲与の主対象となるものが、深妙譲与の名字の地志賀村に限定されることは興味が深い。

志賀村の貞朝分は中分された大方・泉の二名と、上家分在家五・下村泊寺院主職兼地頭職の外に笠和郷富成名勢久世宇屋敷と蒙古合戦恩賞地筑前国三奈木荘半分である。三奈木荘以外は祖母深妙より相伝した所領とあるが、勢久世宇屋敷塩浜は既述深妙处分状には見えない。取得過程が異なるため別途に相伝されたものであろう。末子貞泰分は泉名内屋敷一・朝倉名内屋敷一・大方名内屋敷一・其他一の計五家の上家分在家田畠と安岐郷菊善屋敷および三奈木荘勳功地半分で、豊後国内の所領は屋敷田畠のみとなつた。朝倉名は女子諸王に与えたが、すでに述べたごとく、朝倉又四郎朝親と夫婦となり寄合知行させ、朝親が離別した場合は惣領貞朝の進退と定めている。

と朝親（代隆秀）との間に相論がおこり、貞朝の勝訴となつて同名は惣領家にもどつた（五七一八、志六八一九）。朝

このように分割相続によつて志賀氏の所領は細分化したが、延慶三年（一三一〇）朝倉名に関して貞朝（代貞氏）

五、阿法（志賀泰朝）の所領分譲関係

（註）津留屋敷を大方名とするは八四号文書参照。
※印は嫡家別相伝。

人 名 莊 村		嫡子貞朝	末子貞泰	女子諸王 猶子朝倉朝親
大 野 莊	志 賛 <small>上家分在家田島</small>	大方 名 泉		朝倉名
		大森屋敷	泉名内 大窪屋敷	
		山口屋敷	羽月屋敷	
		石仏屋敷	朝倉名内咲迫屋敷	
		通山屋敷	(大方名)津留屋敷	
		河内山屋敷	定蓮房居屋敷 (付大竹屋敷田畠)	
笠和郷	下村	泊寺院主職 兼地頭職		
安岐郷		富成名 勢久世宇屋敷		
伊美郷		※諸田名地頭職 ※小俣畑地頭職 ※松武名地頭職	菊善屋敷	
筑前国 三奈木莊		※北浦部長小野村		
		半分 (朝倉四郎給分)	半分 (弥五郎兵衛入道 給分)	

親が譲状に背いたからである。しかし朝親は下地引き渡しに応じなかつたので、鎮西探題が使者兩人に打ち渡しを命じたところ、朝親は住宅を破却し在家を焼き払つて朝倉名内の預所方に移つた（五八、志六九）。

そののち元徳二年（一二三〇）三月、貞朝（正玄）は泊寺院主職兼地頭職田畠山野・志賀村筑紫尾寺院主職兼地頭職田畠山野等（正和五年（一二一六）一万田宣元と相論して伝得）・大方名中尾寺（長福寺）院主職田畠等・同岩屋寺院主職田畠山野等を通玄山法寿寺に寄進し（八五、志九六）、正慶二年（一二三三）に寺領四至および長老職以下のことを規定している（九四、志一〇一）。長老職を演侍者に定め、その計らいにより大明国師（無闇普門、東福寺三代、南禪寺派祖）の門葉を住寺せしめよ、とあるのをみれば、通玄山法寿寺は臨済宗東福寺派の南禪寺派に属する禅寺であつたと思われる。すでに徳治年間に大友貞親は豊後府内に万寿寺を建て、東福寺聖一国師門下の直翁智侃を招いたため、当地方にも禅宗が興りつつあつた時であるから、貞朝（正玄）もその影響を受けたものであろう。南禪寺派は大野莊領家の三聖派ではないが、ともに東福寺聖一門下であることは注意されてよい。貞朝の禅宗帰依は、在来の八幡宮や天台宗（筑紫尾寺・酒井寺等）寺院等の荘園勧請神仏から新來武士団の氏寺えの祭祀組織の転換であり、筑紫尾寺以下の禅宗化の契機となる。これは新らしい祭祀組織を通しての志賀氏の下地支配の前進を意味する。しかし貞朝の寺領寄進は禅宗の外護者となることで所領割譲ではないが、反面荘内諸寺院の禅宗末寺化は直接・間接に領家支配権の強化を結果し、志賀氏の在地領主化を制約する相殺的条件となつたのではないか（次章参照）。

貞朝（正玄）の弟貞泰（寂性）は、元亨元年（一二二一）に所領を嫡子熊咲丸に譲り（六九、志八三）。翌年鎮西探題に安堵を請うた。探題北条英時は守護大友貞宗および惣領志賀貞朝に知行の実否、差え申す仁の有無を注進させたが（七〇一、志八五六）、両者とも答えず、貞泰はさらに安堵を願つてゐる（七四一五、志八七一八）。両度の御教

書および使節の催促に対する貞朝の請文によれば、泰朝譲状には貞泰は貞朝の命に従うよう定められており、しかも貞泰分には「地頭職の号」がないので「各別の安堵下文」を望むのは不当である、と申し立てている（七六一七、志九〇一）。探題は、大友貞宗が請文を提出しないので、別に住吉神主（筑前那珂郡住吉社、御家人住吉小大夫昌長の後か）にその報告を命じている（八六、志九七）。「地頭職の号」がないというのは、⁽³⁾独立的な御家人ではないので、別個に安堵をうける資格がない、という意味であろう。志賀惣領家としては、庶子家が各別の安堵を賜わることは、その分離独立を認めることになるので請文を出さなかつたのであるが、幕府の裁決の結果は明らかでない。ただし次の貞泰の諸子に対する譲状から察すれば、貞泰に安堵したのではなかろうか。元徳元年（一二三二九）七月、貞泰は改めて志賀村屋敷田畠等四カ所と三奈木莊勲功地（弥五郎兵衛入道給分）を嫡子熊咲房丸に、津留屋敷（本領家方）を一期分として女子くろ御前に、上津留屋敷（本地頭方）と安岐郷菊善屋敷を末子徳咲房丸に譲った（八七一八、志九八！九）。末子に対する譲状には、公家・関東御公事番役以下合戦のことは嫡子と相共に勤仕し、勲功を蒙る時は各別に申給わるべく、ただし不慮の外の事ある時は、右の所領は嫡子が領知せよ、と定めている。この嫡子というのは熊咲房丸のこと、志賀惣領（貞朝）ではない。志賀氏（広く大友氏）の惣領制は、分割相続ごとに庶子家の独立をまねき、惣領家・庶子家ともに惣領権は矮小化していった。それとともに、分割された所領も、わずかに在家田畠数か所という劣弱な状態に陥つていつたのである。

つぎに志賀禪季の系統についてみる。禪季が近地名等を譲与された時、深妙は禪季一期ののち別人に譲ることを禁じ、惣領志賀太郎泰朝の子を弟子または養子として譲るよう命じており（二八、志三九）、禪季は正応五年（一二九二）十月泰朝の庶子次郎朝郷（虎王丸、時に弥次、のち入道円淨）を猶子として譲与することを契約した（五四、志六六）。

禪季は永仁五年（一二九七）ごろ死去したらしく、おそらくこのころ朝郷に譲ったものであろう。さらに朝郷も、嘉元四年（一三〇六）に禪季の遺命に従い、実子のない時は志賀太郎（貞朝）の子を猶子として譲与する契状を書いている（五四、志六六）。禪季は生前近地名の文書を入質して日吉上分用途四十二貫文を借り、なお猶子虎王（朝郷）の元服装束料に十貫文を借用している（五二、志六三）。また朝郷は元徳二年（一三三〇）宇佐宮仮殿造營用途を大友惣領貞宗から支配されたが、不弁のため訴えられ、志賀惣領正玄（貞朝）が一倍の利をもって代納した（八九、志一〇〇）。朝郷は弁済を約しながらこれを果し得ず、近地名内の地四反を五か年間正玄に引き渡した（九〇、志一〇一）。先の泊寺売却といい、近地名文書・田地の入質・沽却といい、弘安以後における矮小庶子家の経済的窮迫を代表する。

朝郷はどうした事情からか、先きの契約を無視して、正和元年（一三一二）六月近地名と筑紫尾寺とを一族一万田宣顯の子又鶴丸（宣元）を猶子として譲ったため（一一〇、志一二〇）、志賀貞朝と相論となつた（六五、志七六）。しかしこの相論は、訴陳を究めながら正和五年（一二三六）に両者の和談が成立し、貞朝は一万田又鶴丸の近地名相続を認め、又鶴丸は筑紫尾寺を貞朝に渡し、近地名の公事は惣領貞朝の催促に従つことで落着した（同上）。ここにおいて近地名は一万田又鶴丸（宣元）の知行に帰し、貞朝は公事支配権を確保して辛うじて惣領権からの分離独立を喰い止めたにすぎない。文保二年（一二三八）八月二十六日の一万田又鶴丸起請文は、おそらくこの和談ののち、惣領貞朝に対して「を□^(ら)かに思まぬらせ候まし」きことを誓約したものであろう（六七、志八〇）。この和与は、志賀太郎（貞朝）の子を猶子として譲与するという朝郷の契状に反する点で惣領貞朝の後退であるが、幕府提訴ののちにこうした和与が行なわれたことは、幕府職権による速決主義の外に、志賀惣領家自体の経済的・軍事的弱体化によって、庶子家を従属させるだけの実力を失つたことなども考えねばならないのではないか。もちろん惣領家の所領として

は、志賀村以外に能直・幸秀譲与以来の別相伝領のあることは既述の通りである。しかしこれらが志賀惣領家の経済力にどれだけの重みをもつたか、而して又それをどのようにして支配したかという支配形態が問題である。この中のいくつかは史料から姿を没するものがあり、後まで相伝されても坪付注文や得分に関する記述がないところをみると、おそらく極めて小所で、それほど同氏にとって重大な経済的基礎となつたとは思われない。従つてその支配形態においても、代官を派遣して収納するという程度ではあるまい。笠和郷勢久世宇屋敷は、のちの文書によれば（一九六〇年⁽⁵⁾）志二四八）、わずかに在郷と塩屋おののおの一間で、正安元年（一二九九）には本名（大友惣領家力）から横領され、惣訴してようやく大友頼泰から安堵されている（志五四一五）。日向宮頸地頭は、大森寛心が代官として派遣されている（志一四五）。以上に加えて、この地方の在地土豪の間では、東国的情惣領制は充分発展しなかつたようで、そうした社会経済体制が大友一族の惣領制の解体を促進させたことも否定できないであろう。

以上鎌倉末期の体制が、元弘以降南北争乱期にどのように変貌するかを、ついでながら概観して置く。元弘三年（一三三三）十一月志賀忠能（貞朝^上正玄）・貞泰（寂性）らは新政府に着到し、翌年それぞれ所領安堵の諭旨を下付された（九六一九、志一〇三一六）。尊氏離反後は忠能（貞朝^上正玄）・頼房（能長）父子・近地景能以下は一族郎党をひきいて、大友惣領とともに尊氏方に転じた（一〇七一九、志一一七一九）。こうした際に、志賀惣領・庶子家が各別に着到し、各別に本領安堵をうけ、各別に軍忠状を出し（従つて個別に恩賞を受け）ていることが注意をひく。建武内乱は、鎌倉末期の庶子家独立の絶好機となり、惣領制の解体はさらに一步前進した。しかしその反面、弱体化した惣領・庶子家が大規模の軍事行動に参加する場合、個別的では余りにも微力であり、それをカバーするため一族や近隣国人衆との軍事面における協力体制が再び要請されるようになってきたことも忘れてはならない（このことについ

ては後述)。

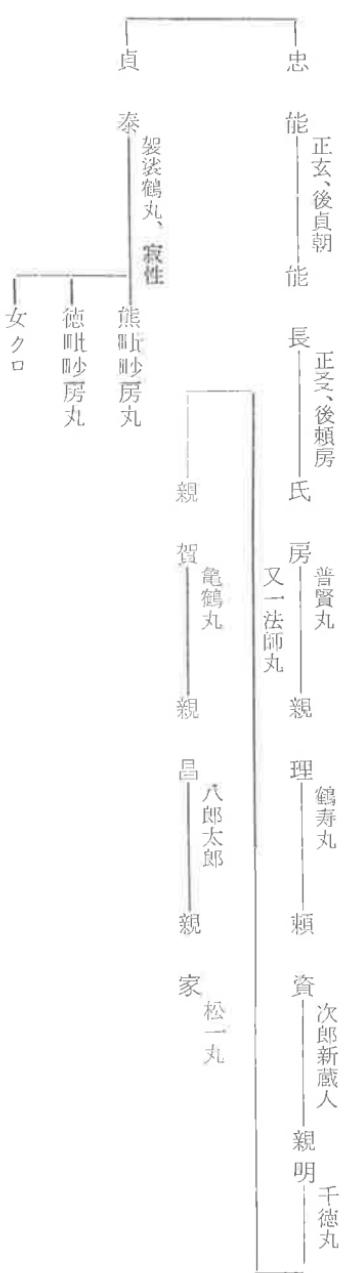
しかし惣領制的分割相続は、御家人の経済的弱体化をもたらすだけでなく、庶子家の反逆を招く危険さえはらむに至り、嫡子単独相続制への切りかえが、当時の武士社会の共通課題となってきた。康永元年（一三四二）の志賀惣領忠能（正玄）の所領譲与は、分割相続の最後のものである（一一八一二八、志一六〇—七一）。まず惣領頼房に対しでは、豊後国都甲久末別符・勝津留地頭職・安岐郷小保畠・藤尾寺別当職并一小野・豊前国佐田庄山澤村地頭職が別途に譲られ（志一六一）、さらに大野荘志賀村南方・同荘下村泊寺・笠和郷勢久世宇居屋敷并塙浜・筑前三奈木荘恩賞地以下所々地頭職等が与えられた。大野荘以下は泰朝から貞朝（正玄）が譲得した深妙譲与分と恩賞地であるから（既述）、前者は幸秀譲与分として別相伝されたものかと思われるが、既述の幸秀分と合致しないところに疑問が残る。いずれにしても、嫡子頼房分が他に比して圧倒的に多いことは次の諸子分を見れば明瞭であって、分割相続とはいえ実質的には単独相続に傾いていることが注意されよう。すなわち孫普賢丸には志賀村の屋敷田畠五か所計四丁五反一一五歩、女房と女子五人・東殿には大方名内に二反宛、長福寺（中尾寺）に入った女子比丘尼玄觀・玄妙房兩人には五か所一丁四反小以上を分譲した。すべて公事は嫡子頼房の支配に従い、女子分および東殿分は一期分でのちは頼房に付することに定めている。ただし女房分は一期ののちは孫普賢丸（氏房）に与え、玄觀・玄妙分はその居所である長福寺に寄付することになっているが、いずれも惣領家の支配を脱したものでない。

頼房は軍忠によつて豊後速見郡山香荘内船尾を得たが、貞和四年（一三四八）正月に相伝の所領とともに嫡子一法師丸（普賢丸）に譲った（一四三、志一九二）。この場合は庶子に対する譲状はなく、「於自余男子女子者、一法師丸相計可扶持」とあるので、これから嫡子単独相続にふみきつたものと思われる。大友惣領家では、正慶一年（

(一三五三) 三月十三日の六代貞宗(貝簡)の七代氏泰に対する譲状が単独相続の初見でこれよりやや早く(一大友文書)一二、今後嫡庶の対立が激化し、南北朝内乱期以降における大友惣領家の兩朝分裂抗争の契機となつた(後述)。

志賀氏においてもそうした傾向が生じたであろうが、それが余り顕在化しなかつたのは、既述のごとき庶子家の経済力の劣弱と、一族が大野荘志賀村内にまとまつていたことなどが原因であろう。

正玄(忠能・貞朝)が嫡子頼房(能長)に譲与した同じ康永元年(一三四二)に、頼資が泉名内大窪屋敷以下在家田畠・筑前三奈木荘内勲功地半分(弥五郎兵衛入道給分二丁五反)を今鬼房に(一三〇、志一七三)、それ以外の志賀村南方在家田畠・三奈木荘勲功地を又しうに譲っている(一三一、志一七四)。後者には「よりすけ、よしなかよりこのかた、ちうたいさうてん」とあり、「志賀系図」には能長の曾孫に頼資を配するが、頼資は忠能や頼房(能長)と



同時代の人であるから、明らかに系図の誤りである。譲与した泉名大窪屋敷・大方名津留屋敷等や三奈木荘弥五郎兵衛入道給分などからみても、これは志賀惣領家の所領ではなく、元徳二年(一三三〇)に庶家志賀貞泰(寂性)が嫡

子熊畠房丸に譲った所領と大部分一致するので、頬資は熊畠房丸その人ではあるまいか。しかしそうだとした場合、「よしなかよりこのかた、ちうたいさうてん」とある譲状の文言との矛盾は依然として解釈されず、系図の錯乱が問題の解決を困難とする。ただいいうことは、今鬼房分を除き、自余の兄弟は惣領の扶持とされているのをみると、この庶家においても単独相続制への転換が必至の情勢であったということである。

つぎに既述近地禪季の系統では、朝郷が一万田宣元に近地名を譲ったのち、両者は不和となり、朝郷(円淨)の押妨により訴陳を番えたが、正慶元年(一三三二)朝郷(円淨)の敗訴となつた(一一〇、志一一〇)。しかし朝郷(円淨)が先非を悔い種々懇望したので、宣元の父孔釈(宣顯)の計らいで同名内田畠屋敷を去り与えた。ただし公事以下は惣領宣元の支配と定められている(同上)。このように円淨と猶子宣元との関係は逆転したが、宣元が貞和二年(一三四六)十一月京都において死去したので、近地名は再び本主円淨が知行し、翌年孫子良鶴丸に譲つた(一四一、志一八七一八)。譲状には、「もし宣元女子が譲り有りと称して子細を申しても沙汰の限りでなく、公事以下は名本公田員数により惣領の支配に従うべし」と定められている。良鶴丸に対する単独相続である点が注意されるが、ここに惣領とあるのは良鶴丸とすれば譲状の文面からみて不合理である。既述正和五年(一三一六)の志賀貞朝と一万田又鶴丸との和専に、又鶴丸の近地名相続を認めるが、公事は惣領貞朝の催促に従うよう決定されたことを想起すれば、近地名に関する限り、なお志賀惣領家の支配下にあつたと考えるのが妥当であろう。

以上のように、良鶴丸(宣元の子)が近地名を相続したはずであるが、貞治四年(一三六五)に近地玄心なるものが、鳥屋城合戦に子息惑人二郎宗房が戦死した恩賞として、出陣しなかつた宣元女子乃津岩屋七郎次郎入道妻の当知行地近地名地頭方半分を賜わらんことを請うているのをみると(一五九、志二〇)、円淨譲状に違ひ宣元女子が近地名地

頭方を知行していたらし。「志賀氏系図」によれば、良鶴丸は重利といい、隣接の直入郡直入郷に所領を得て南志賀氏（志賀惣領家を北志賀氏という）の祖となつたと伝える。その移遷の時期等については問題があるが、戦国期まで南志賀氏が北志賀氏と並んで栄えたことは事実であり、おそらく如上の志賀村内の矮小所領に見切りをつけて、新恩の地に新らしい領主制を確立したものであろう（後述）。志賀村にいる志賀一族は、一族が團結する限り一応安全ではあるが、所詮こうした小天地に籠居したのでは、経済的にも其倒れ的運命に終るであろう。後述のごとく、志賀惣領家が同じく直入郡直入郷（岡城）に本拠を移すのも、こうしたところに原因があるものと思われる。

以上の考察から指摘される特徴を、左に要約する。

- 一、能直（および幸秀）から能郷に直接譲与された所領は、志賀惣領家に別相伝され、分割譲与が比較的少ない。
- 二、深妙譲与分である大野莊（および相模大友郷）が極端なまでに分割された。志賀村南方がその典型的例である。名字の地が一族生活の基盤とされたからであろう。
- 三、深妙譲与のころは、関東公事以下は大友惣領親秀の支配とされたが、それ以後は各庶家内部に限定される。ただし大友氏の本領である大友郷については、のちまで大友惣領家の支配がつづく。大友惣領家が本領として地頭郷司職を相伝して鎌倉（および京都）に止り、豊後下向が後れたことが一因であろう。
- 四、女子分は原則として一期分とし、惣領家に帰したが、他氏に嫁して夫婦寄合知行とした場合もある。この場合離別の際は当然惣領家に帰したが、中には一期分でも自然他氏の支配となつた所領もあつたらしい。
- 五、弘安ごろから庶子家内部でも独立的傾向が見られ、幕府の裁決でも譲状の条項が守られない場合があり、庶子

家内部の惣領制が動搖した（幕府の速決主義や軍士を増す政策の影響を考える必要がある）。

六、しかし鎌倉末期になると、庶子分は在家庭畠わずか数字分という劣弱な状態となり、地頭職の号もなくなる。惣領分には莊内寺院領にまず地頭職の号が付されていることが注意される。新たな庶子家の独立を防止する計らいであろうか。

七、建武内乱は鎌倉末期までに分割された比較的有力な庶家独立の好機となり、各別に着到・安堵をうけて独立を果した。しかしその内部ではなお分割相続がつづき、惣領制はさらに縮小される。

八、以上のような経済力の劣弱化に伴い嫡子単独相続制が必至となる。大友惣領家は正慶二年（一二三三）からであるが、志賀一族はやや後れ康永・貞和ごろからである。^⑫ 惣領制の崩壊であり、これが嫡庶の対立を一層深刻化し、南北争乱を激化させる一因となる（後述）。

九、しかし極端に細分化された「名字の地」では其倒れ的状態となり、在地領主制の確立は困難となつた。ただしこれは、下地中分が大きな関係を有する（なおこれには、散在した別相伝領、恩賞地の支配形態が重大な関係をもつが、不明の点が多い）。

十、分立した志賀惣領家、それから独立した庶子惣領家は、戦乱に対処する軍事的要請から、再び協力依存体制が不可欠となり、大友宗家を惣領と仰ぐ求心的傾向が生じ、また一族・国人の横の連繋による一揆契約を結ぶようになる。大友惣領家の守護大名化の基盤をなすものであり、大友氏はこれに対応して守護領国制を展開する（後述）。

（注）① ただし横城山院主職や夷山院主職が見えず、後の貞朝譲状には、はじめから見えない都甲久末別符・藤屋寺別当職并一小野等が加わっている等は（志一六一）理解し難い。前者は別に譲られたかの何れかと考え、後者はその所領

の取得過程が異なるので、別途に譲られたものと解する以外はない。

② 鈴木泰山『禪宗の地方發展』一二九頁。

志賀泰朝の譲状には、貞泰分については明らかに地頭職の号がない。元亨元年十一月五日の「志賀貞泰譲状」(六九、志八三)も同様である。これに対し志賀惣領家では泊寺や筑紫尾寺についても、「院主職兼地頭職」と号して相伝されていることは重要な意味があろう。

④ 「志賀氏系図」(碩田叢史本・史料編纂所影写本)に、朝郷を禪季の実子として記しているのは誤りである。

⑤ 安岐郷横城山院主職・松武名地頭職・北浦部長小野村・大分郡勝津留地頭職などは、南北争乱期以後に見えない。

⑥ 正安二年八月二日に安岐郷諸田名・松武名地頭職について、泰朝(阿法)と小松雜掌公祐が和与しているが(志五七)、諸田名の年貢は鍼百廿口、松武名は米四石に過ぎない。笠和郷勢久世宇屋敷は在家一・塩屋二の小所で、その他は不明であるが大同小異であろう。

⑦ 平安末期以来の生えぬきの国御家人には、豊後大神氏・玖珠郡の豊後清原氏・都甲荘地頭都甲氏(本姓大神氏)などがある。最大の豊後大神氏の文書は伝わらないが、「大神氏系図」によれば(都甲文書)、左の通り四氏から多くの支族に分れたが、惣領制的関係は余り発展しなかったようである。



玖珠郡の豊後清原氏については、長寛三年乙酉肆月式拾陸日「清原兼次譲状」(「古文書纂」廿八、京都府船井郡富本村広瀬利民氏藏)が平安末期の本名惣領主の例として注目されたが(福尾猛市郎「日本家族制度史」、豊田武「惣領制覺書」(『一橋論叢』三八ノ四))、この文書の真偽については疑問をもつものもあり(石井進「惣領制の成立は平安期にさか

のぼりうるか—長寛三年清原兼次譲状の検討』『中世の窓』六、たとえそれが正しい文書であるとしても（福尾猛市郎）もの申す—長寛三年清原兼次譲状について—」（同上九）、その後同氏には惣領制的関係が十分認められない（「大友文書」一、一一八「帆足氏文書」）。

都甲（天神）氏については、初期には分割相続が明瞭でなく、文永十年十月廿三日「尼道忍譲状案」に処分を得た人々は「なかあしからずして思いあひてすぐへき也」と見え（「都甲文書」『大分県史料』九、二八九）、弘安四年四月十日「大神惟和譲状」で半分地頭職であるので、これ以前分割相続で半分は独立したものらしい（同二九四）。ただしこの文書では、末子分は他人に与え、貴所高所に寄進する時は嫡子の沙汰と定めている。関東公事を惣領の命に従って勤仕すべしとするのは、元亨四年式月廿三日の「沙弥妙仮（大神惟遠）譲状」（同三〇三）が初見である。

その他の文書にも惣領制を検出し得るものはない。平安時代から惣領制が発生したとする考え方は論拠に乏しく、都甲氏等の場合も、それ以後は不明であるから、当地方には惣領制は十分開花しなかったものと思われる。

『豊後国大野荘史料』九六「沙弥寂性着到状」（「志賀文書」二）を「幕府に着到」と註したのは編者の誤りにつき、訂正する。

⑨ 渡辺澄夫「豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相続制の問題」（『大分県地方史』二十五）。

⑩ 永徳三年（一三八三）志賀氏房は相伝所領を嫡子鶴寿丸に譲っているが（一六九、志二二二）、これは系図の親理に当る。

「志賀文書」ではこの次に、応永五年（一三九六）の親昌の嫡子松一丸に対する譲状がある（一七七、志二三〇）。松一丸は系図の親家に当る。この両譲状の間の年数は十三年間に過ぎないので、鶴寿丸＝親理は普通から見ても親昌と同一人物とするのが妥当である。然るに系図では、氏房以後は、親理＝頼資＝親明＝親賀＝親昌＝親家となって、既述の頼資以下三代がこの間に記入されているのは明らかに誤りである。親賀は永亨時代の人であるから、親理（昌）の子ないし孫で、親明は康正三年（一四五七）に実在（一九六、志二四八）、親家は文明七年（一四七五）に実在する（志二五八）。従って前記の親昌の嫡子松一丸を親家とするのも誤りである。この前後の「志賀氏系図」は全く信ずることが出来ない。

⑪ この相論で円淨が敗訴となり宣元に安堵されたので、宣元が近地氏の惣領となり、円淨は田畠屋敷を分譲されて庶家の立場に転落したことになる。

⑫ 単独相続制下の嫡子も「惣領」とよばれるから、これをも惣領制の概念に含めれば、惣領制の再編成とも見られる（河合正治「鎌倉武士團の構造」『岩波講座日本歴史』中世一、二五三頁）。しかし私は分割相続制から単独相続制に移行する過渡期の惣領の特殊な支配形態に限定する立場をとる（中田薰「中世の財産相続制」『法史学論集』一）。

なお惣領制を本名・脇名の関係とする豊田説については、幕府の御家人支配の制度的側面を認めるが、そうした制度が下部構造と無縁介に成立するはずはないという予見をもっているが、志賀氏の場合、これを検証する史料を得なかつた。今後の課題としていたい。本稿脱稿後、鈴木国弘「本名權の「限界」に関する一試論」（『日本歴史』一八一）という興味ある論文を発表されたことを付記する。なお豊田武『武士團と村落』（吉川弘文館刊）の近著も必読書である。

四、下地中分と在地領主制

志賀氏の在地領主制確立に阻止的契機となつた他の一つとして下地中分がある。志賀村は「坪分中分」と「分直一円中分」が連続して行われた処であり、中分問題では最も著名な莊園の一つである。大野莊では上村は不明であるが、志賀村の外に中村・下村も中分が行われたらしい（九五）。その年代は中村・下村の場合は明瞭でないが、おそらく志賀村の場合と相前後したころであろう。志賀村では北方の詫磨（祐秀）分が正応二年（一二八九）三月十五日に中分状が作成されており（五九、志七〇）、南方志賀（泰朝）分は同五年（一二九二）五月十日の「関東御教書」によつて実施された（四一、志五〇）。その事情・経過・中分方法のある程度判明するのは、志賀村南方志賀氏分だけである。

第一回＝坪分け中分

大友庶子家が大野莊村々に對して下地進止権を有したであらうことは既述の通りであり、從

つて下地中分は地頭にとつて不利となることは容易に考えられるところである。にもかかわらずそれが実施されたのは、いかなる事情によるのであろうか。他の場合は全く明らかでないが、志賀村南方については正応のころ領家検注問題から相論がおこり、それに関する幕府の下知状に対し志賀阿法（泰朝）が違背したため地頭職を没官されたことが原因である（四一、志五〇）。しかし阿法は鎌倉に上り罪科なき旨を陳弁したので、一旦地頭職は返給された。阿法が鎌倉に上ったのは「北方中分の折節」とあるから、正応二年（一二八九）であることがわかる。しかし領家三聖寺がそのまま承伏するはずではなく、幕府の地頭職返給の条件としてか、それとも再び相論となつた結果であるかは判明しないが、両者の申請（和与）により、幕府が下地中分を命じたのである。和与中分であるとはいゝ、地頭職没官が地頭側にとつて強い圧力となつたと考えられるから、実質的には一種の罰則的中分といいうるのではあるまいか。正応五年（一二九二）五月十日幕府は「関東御教書」を六波羅に下し、小式盛經に仰せて「一庄平均之例」によつて下地を中分することを命じ、六波羅は閏六月二十二日これを少式氏に施行した（四二、志五一）。

中分の原因となつた領家検注について、この前後に同様の問題で相論が発生し、地頭の敗訴となつた事実の散見するには注意を要する。「領家代一度検注」ないし「惣檢」などといわれ、領家の代替りごとに正檢が行われるようになつたらし⁽³⁾い。十三世紀半ばごろから盛になつた地頭の下地進止権獲得の動きに対し、幕府の社寺領興行に見られる反動的政策に便乗した領家側の巻き返しの一環である。しかし他の例では惣檢の実施と年貢以下得分物の究済が命ぜられ、中には「居合検注」として勘料を出すこと等で結着しているのに対し、志賀氏が地頭職を没官されたことは異例である。具体的なことは判明しないが、幕府の職權主義による一般的の原因に加えて、三聖寺が幕府と密接な関係を結び、とくに同寺が執權北条時宗・貞時の祈禱所となつたことが関係しているのではないか（四五）。

この中分は正応五年（一二九二）十二月廿三日に地頭・預所両方が中分状と坪付を出して実施されたもので（五九、志七〇）、その方式はおののおのの坪別に中分する「坪分中分」であった（六〇、六〇一）。田品に差等があるので不公平のないようにしたもので、地頭・領家ともに下地よりも得分そのものに関心が集中していたことを示している。宇佐宮領豊後石垣荘においても、正和二年（一三一三）に名田畠屋敷を「上中下に組み交え」て中分しているのをみると（「宇佐永弘文書」五八一六〇）、当国ではこうした中分法が慣例となっていたものか。^⑤ 志賀村北方や中村・下村の場合不明であるが、やはり同様の方式によったものと考えられる。

この中分の坪付は伝わっていないので具体的なことは判らないが、面積関係は南北惣田数七十三丁のうち、南方が三十六丁五反で、これを地頭方十八丁二反半、領家方十八丁二反半に折半した（五九、志七〇）。北方も三十六丁五反であるから、全くこれと同じであったはずである。このほか在宅も等分に分けられ（北方詫磨氏分は十八家）、なお深妙以来の譲状にのせられていない領家佃七丁二反があり、これも北方・南方に三丁六反ずつで、それぞれ地頭方・領家方に一丁八反宛折半した。

しかしこの領家佃については、これより先幕府欠所の正応二年（一二八九）ごろ、阿法（志賀泰朝）が鎌倉に参訴中、北方では一足先きに中分が行われ、詫磨氏が南方佃を北方分に引き入れており、両者の相論が発生した。この相論は複雑で、北方では詫磨祐秀と泰長が争い、さらに祐秀・秀治のそれぞれと阿法が相論するという二重・三重の関係になっている。阿法・秀治の争いは、秀治が南方佃中江田・権現堂六反半を横領したというもので、阿法は探題に上訴したが、正安三年（一三〇一）に和与して中江田一反・権現堂三反半を阿法分、残り三反を秀治分と定めて中分した（四八、志五八）。しかしこれには、北方詫磨祐秀と泰長との相論裁許の場合の条件が附帯しており、泰長が勝訴

して全体を知行する場合には、秀治分三反は阿法に返却することとなつてゐる（四九、志五九）。この和与は翌年鎮西探題の裁許状によつて承認された（五三、志六四）。ただしのち元徳二年（一三三〇）になつて、阿法（泰朝）の子正玄（貞朝）と詫磨貞円（秀治II貞重の子であろう）との間に再び相論が起り、再度和与中分しているところをみると（八三、八四、志九四・九五）、北方詫磨氏内部の相論が附帯条件のごとく解決しなかつたらしい。つぎに詫磨祐秀との争いは、祐秀が南方分佃黒井崎三反を深妙から譲与された上家分梶取田と称して押領した事件である。これは正和元年（一三一二）まで続き、祐秀（代秀政）は二十か年の年記を主張したが、阿法の子貞朝（代泰親）が勝訴して探題から安堵された（五九、志七〇）。なお祐秀は梶取園一反の外の荒野畠地を貞朝が押領したと訴えて敗訴となり、貞朝と預所楽快とが所務を相論する等、複雑な訴訟が重つてゐるのは、南北両方の入り組みに坪分中分が加わつて、事態をいよいよ錯雜化したためであろう。この事件を通して、志賀氏が一族である詫磨氏から所領を横領されるというごとく、全く受身の立場に立たされてゐることは否定し得ない事実である。この下地中分が、御下知違背・地頭職没官が原因である以上、志賀氏にとつてはこの時が最大の危機であつたに違ひない。

第二回——分直一円中分 以上のごとく、坪分中分に原因する領家例との相論が発生し、訴陳を重ねたが、正和三年（一三一四）五月、ついに貞朝（代泰親）と雜掌性法との間に和与が成立し、一円的な「分直中分」（「分直折中」）が行われることになった。今日伝わる和与状は志賀村の貞朝分に関するものだけであるから、大方名・泉名・朝倉名・筑紫尾寺についてであり（六〇、志七二）、近地氏の近地名については明らかでない。なお右のうち筑紫尾寺については、「先中分定」とあり、分け直しは行われなかつた。中分方式は堺を南北に立てて折中し、にじゅうより 西依（西方）は領家方分、東依（東方）を地頭方と定めた（同上）。

これとともに、日ごろ進止の土民（在家）をも両方に相分し、去今二か年間の年貢以下済物の未進分は、新領主が互に催促して年内に相手方に引き渡すこととした（六一、志七三）。志賀惣領家の在家は不明であるが、庶子貞泰分についても、正和六年（一三一七）に次の通り領家側との間に在家の交換が行われている。ただし在家の田畠は別途に分けられらしい（六六、志七八）。まず両方ともに四字宛をすべて半分に分けて、相手方に渡していることが注意される（ただし地頭分には、畠地不足により惣領分内柿木園を加う）。領家方から地頭に在家を渡したところをみると、

六、地頭志賀貞泰と領家との 交換在家

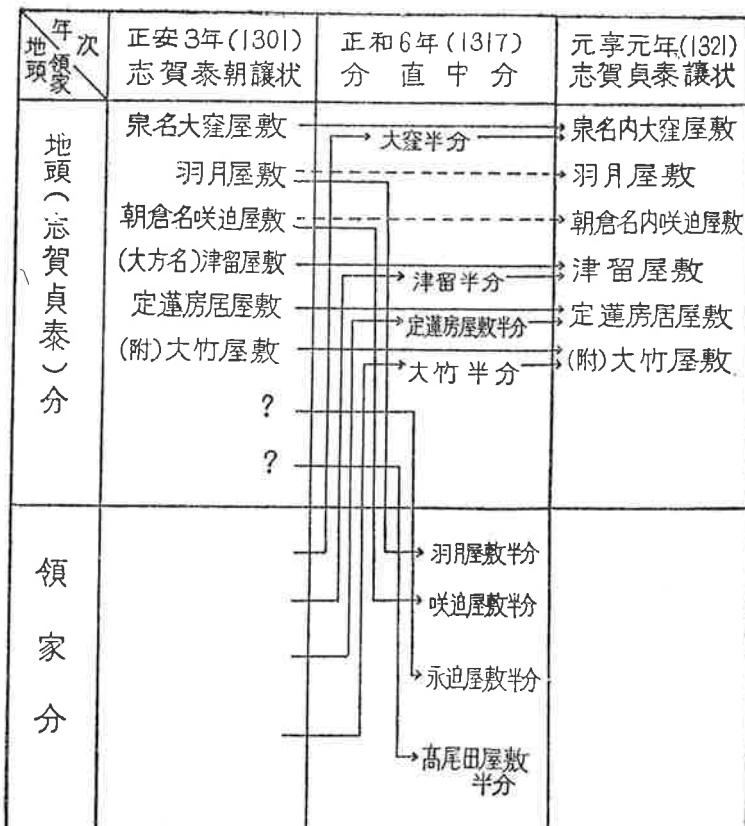
	在 家		備 考
領家 方 ↓ 地頭方	津留屋敷	半分	惣領分内
	大竹屋敷	半分	
	定蓮房屋敷	半分	
	大窪屋敷	半分	
	柿 木 園		
地頭 方 ↓ 領家 方	咲迫屋敷	半分	
	羽月屋敷	半分	
	永迫屋敷	半分	
	高尾田屋敷	半分	

以前から領家方も屋敷を有していたことがわかる。初期以来のことであるかどうか明らかでないが、少とくも正応中分の際には、知行したであろう。ここで問題となるのは、両者がすべて半分宛の屋敷を渡していくことの意味についてである。

第一に考え得ることは、南北の中分境界線によって地頭方・領家方に一応分割された在家の中で、東・西両方にまたがる在家を一円性をもつように交換したと考える見方である。しかし現地調査による小字名からの屋敷所在地の推定からすれば、領家方となつた四つの半分在家（咲迫屋敷・羽月屋敷・永迫屋敷・高尾田屋敷）は、後述の推定中分線上には存在せず、明らかに西方領家分内にあると考えられるので、この解釈は妥当しない。そこで次に、この「分直中分」の精神からすれば、両者「一円知行」が目的であるから、いずれもこれ以前から半分宛の在家を有していたもので、お互に半分宛の在家を相手方に渡すことによって、ともに四字の在家の一円支配を実現しようとする考え方がある

が可能

七、地頭志賀貞泰分を中心とする地頭・領家の在宅引渡関係
 (註)津留屋敷を大方名とするのは八四号文書による。



となる。この考えに従えば、この時交換した四字の半分在宅は、正応五年(一二九二)の「坪分中分」の際に両方に折半されたものと推定される。そこで今、庶家貞泰分について正安三年(一三〇一)の泰朝からの譲状(五一、志六二)、元亨元年(一三二一)の貞泰の熊毗砂丸に対する譲状(六九、志八三)を併せて三者の関係を示せば上表の通りになる。まず領家方から貞泰方に渡した大窪半分・津留半分・定蓮房屋敷半分・大竹半分は、正安三年(一三〇一)の貞泰譲得分の中に全く同名のものがある。とすれば、この貞泰譲得分はいづれも半分であったと考うべく、い

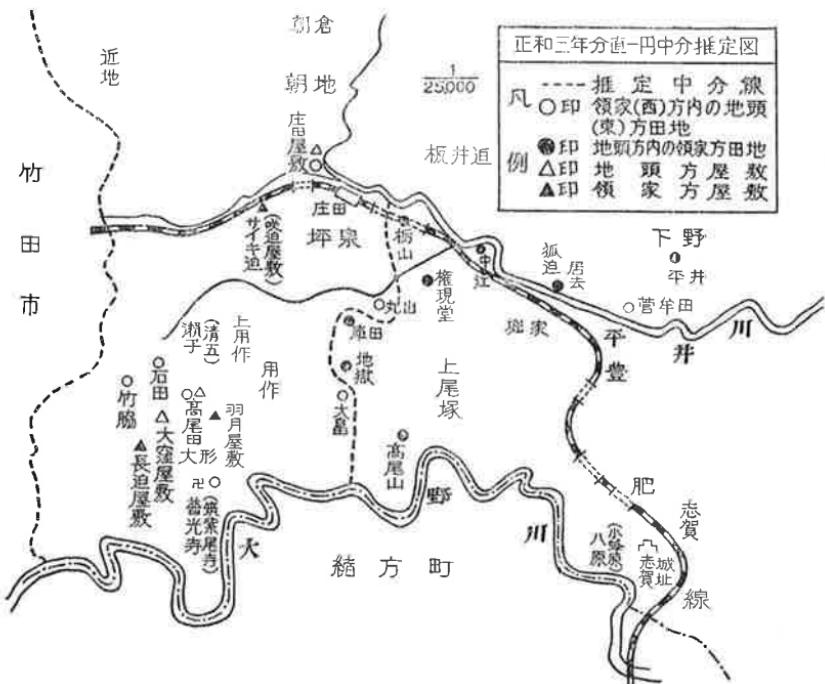
ま新たに領家方から渡された半分を併せて完全な四在家となり貞泰の一円短行に属したものであろう。元亨元年（一三二一）の貞泰譲状にこの四在家が見え（前表）、元徳二年（一三三〇）の再度の譲状に津留屋敷本地頭方と同本領家分どが譲られているのは（八七、志九八）、この考え方を裏づける。柿木園が元亨譲状に見えないのは不審であるが、「惣領御分内、柿木園依畠地不足分加之」とあり、惣領分と特別な関係があつたらしるので一応考慮の外とする。

次に逆に地頭方から領家方に渡した在家中について見る。まず羽月屋敷半分・咲迫屋敷半分は領家方に渡したはずであるのに、元亨貞泰譲状には依然として貞泰分内にあり、元徳二年（一三三〇）の再度の譲状にも同様で（八七、志九八）、さらに建武元年（一三三四）には他とともに両屋敷の安堵綸旨を賜わっているのは（九九、志一〇八）、前記の元徳二年（一三三〇）の譲状には、羽月・咲迫屋敷が熊咲少丸に譲られながら、譲状本文中には「羽月・咲迫者、志賀太郎忠能本名貞朝与領所折中時、二ヶ所者、分於領家方畢」と述べられている（八七、志九八）。「領家方に分けた」とあるのは解釈によつて種々の意味にとられるが、なおこれが譲与の対象とされ安堵綸旨を下付されているところからすれば、やはりもともと一字分を領し、半分が残つたと解する以外はない。古くからの歴史的関係によつて、「坪分」の原則の適用されなかつた在家中存したものであろう。第二の疑問は、正安譲状に無い永迫屋敷半分・高尾田屋敷半分が新たに地頭分として現われ、領家方に渡されている点である。深妙譲状に見えない屋敷がのちに数多く出現する実事からすれば、脇在家の独立ないしは新在家の成立とみるべきか、でなければ領家分在家の地頭分となつたものと考える以外に解しようがない。以上の在家中分によつて、両者が在家の一円支配（半分に分割しない）が実現し

たかどうか、而して一方分が堺を越えて他方分中に存在するという入り組み関係が全く克服されてしまったかどうかについてはなお疑問がある。在家の所在地を現位置に比定し得ないものがある以上確言は出来ないが、もし泉名羽月屋敷半分・朝倉名咲迫屋敷半分が地頭分として残ったとすれば、当然これらは領家分（西方）中についたはずであり、依然入り組み関係は克服されなかつたものと考えねばならない。

東(地頭)方田地の西方散在分			西(領家)方田地の東方散在分		
小字	面積(反)(歩)	地種	小字	面積(反)(歩)	地種
大畠	2.180	新田分	赤瀧	5.	元田分
丸山	.300	ク	3.	ク	
高尾田尻	1.	ク	大白口	5.	ク
石田	1.	ク	居去	1.240	ク
ク	1.	ク	中江田	4.	ク
竹脇	2.	ク	権現堂	2.180	ク
庄田屋敷	6.	ク(麦地)	久木	6.180	ク
			桑原田(樋口)	4.	ク
			桑原田	1.	ク
			菅牟田	6.	ク
			犬畠	2.180	新田分
			ク	3.	ク
			柄山	1.240	ク
			小白口	1.	ク
			神妙迫	.300	ク
			桜木穴温前	.14	ク
			久良田西迫	2.	ク
			地獄但南迫	.120	ク
			ク穴温前	.120	ク
			黒井崎	.60	ク
			払谷	.296	ク
			大谷	.240	ク
			永早山	.240	ク
			高尾下	.180	ク
			岩下	.200	ク
(合計)	7筆	1.4.120	(合計)	25筆	5.3.270

このことは田畠について特に顯著である。この「分直し」は一円知行地の形成を目的としながら、田地の交錯は少くなく、正和五年（一二三一）に難掌と地頭代が相互に相手方の飛地の反別・四至を書き出してい



四一五）。表に示された飛地のうち、現在その所在を推定しうるもの地図上に示せば上の通りである。居去・菅牟田の位置からみて、志賀村南方分が平井川を越えて北側にも散在するのは、南方分と北方分との田地の入り組みがあつたことを思われる（平井川南側の堀家は北方託磨氏分堀池名）。

総計二十八の小字のうちで、現地に比定し得るのはわずかに十三地点に過ぎないが、これをもとにして東・西両地点の中間に南北の線を引けば、推定中分線が求められる。それによると、大体志賀村の中心部にある中江田・権現堂の西の棚山の西侧から南下して丸山の南で西に曲り、岸田（久良田か）・地獄の西を下り、大畠の北で東に曲って大野川に達したことになる（南部は境界や（地頭）方は上尾塚東部と大字志賀の全部が西不明瞭）。今日の大字坪泉と上尾塚の大部が西

（領家）方に属して南北に長く、これに対しても東（地頭）方は上尾塚東部と大字志賀の全部を占め

て東西に長くなっている。大字志賀が地頭分に含まれ、志賀氏の居城と伝えられる志賀城址がここにあるのも当然の結果であり、右の推定中分線のほぼ誤りでないことを証するものである。

さてこの中分線によって画定された地域は、一部を除き大部分が平井川の南側にあり、平井川と大野川本流にはさまれた山地のみで、名でいえば大方名・泉名の部分に当る。朝倉名は平井川上流の北方にあるから、右の中分線では分割され得なかつたはずである。そうだとすれば、これらは別途の線で中分されたと考えなければならない。平井川に接する中分線の北端である平井川をさかのぼる線が設けられ、それから朝倉名を中分する南北線に連絡したと考えるのが最も自然であるが、この方面については手がかりとなる地名が全く現われないので、これ以上の考察は不可能である。

次に両方の飛地の性格を面積・筆数・地種等から検討すれば、東方地頭分の西方領家分内飛地は、七筆一丁四反一〇歩ですべて新田である。おそらく地頭の新開田であろう。うち庄田屋敷の六反は麦地であるが、これが最も大きなまとまりを示しているのは、先きに久木の地頭用作田一丁と立て替えた酒井寺経免のあることと関係がある（既述）。なお前表の外に、「正應中分定」とされた筑紫尾寺の田畠山野が、西方に飛地となつて存在したことも指摘して置く。これに対して西方領家分の東方地頭分への飛地は、二十五筆総計五丁三反二七〇歩に及び、地頭分飛地の約四倍に近く、領家分田畠の約三分の一が地頭方内に散在したことになる。しかもこのうち十筆三丁八反二四〇歩の元田のあることは、地頭分が新田だけであるのと大きな対照をなしている。元田のおのおのについてみると、中江田（四反）と権現堂（二反半）には領家佃のあったことは記述の通りで、おそらくこれは中分された半分の領家佃である。その他赤滝（二筆八反）・久木（六反半）・桑原田（二筆五反）には、地頭用作計一丁五反のあったと

ころである（十三、志十三）。その内訳は赤滝、五反・久木、一丁三反・桑原、七反であつたが（同上）、このうち久木の領家分六反半がもとの地頭用作のちようど半分に当ることは、中分と関係があるかも知れない。居去（一反六）・菅牟田（六反）は、ともに平井川沿いの平地で水がかりのよい所であるから、あるいはここにも領家佃があつたかと思われる。以上の例からみると、領家側は領家佃・地頭用作等の良田の確保を主眼としたかと思われるふしがある。新田分は十五筆で筆数は元田より多いが、面積は一丁五反五〇歩で前者の五分の一以下にすぎない。零細な新聞田が多く（前表参照）、とくにこれらが領家分とされた理由は明らかでない。以上両方の田地については、反別の外に詳細な四至の定められているのが注意を引く。飛地であるが故に、今後の相論の発生を防止するための特別の配慮からであるう。

以上見て来たところによつていいうことは、先ず領家方がなお田畠からの地利に強い関心を示しているのに對し、地頭方は田畠の一円性に重点を置いていることの相違点が看取されよう。これは領家側が下地一円支配にはそれほど切実な関心を示さないので対して、地頭側は在地領主制の確立により積極的な意欲を有したことに対外ならない。いかえると、領家側は古い莊園制的な支配と經營形態を固執しようとしているのに対し、地頭側はそれを打破して新しい支配体制を打ち立てようとしているとい得る。地頭領主制進展の一般的傾向からすれば、領家分田地の地頭領内飛地は、今後の地頭側の侵略・押領には反って便利であり、逆に地頭分の領家分内飛地も、それを足場として領家分を侵略する前進基地ともなり得るのである。

しかしそうした一般的な対照にもかかわらず、地頭側がこうした入り組みを認めていることは、幕府権力を背景とする領家側の攻勢や、歴史的関係の深い寺院・田畠・佃・山野等の散在に基く克服困難な技術的条件があつたにせよ、

なお地頭志賀氏の一円領主制確立に対する意識の相対的に低かったことを示すものではあるまいか。右に述べた地頭側の有利な条件も、実は両者の力関係によるのであり、地頭側が劣勢の場合は、立場は全く逆転して地頭領侵略の拠点に変化する。前述の譲状や安堵綸旨をみても、鎌倉末期までに志賀氏の所領が拡大した形跡はみられない。元応二年（一三二〇）志賀貞泰は狼藉によつて雑掌性法から訴えられ、幕府から召喚されているが（六八、志八）、惣領貞朝については領家分押領の事実は史料的に認められない。これに対し、北方詫磨氏は積極的で、中分に背いて堀池名領家分を押領して正慶元年（一三三二）に和与し（九三）、なお南方志賀氏の領家佃に対しても押領の手をのばしているが（既述）。貞朝（正玄）はこれに対して和与中分という全く消極的态度に終始している。すでに正應の「坪分中分」^⑦の後に、阿法（志賀泰朝）は笠和郷富成名勢久世宇屋敷塩浜を本名より書下しありと号して作麦を刈り取り押領されたことを歎き、「志賀村中分の後はいよいよ無力になつたので、特別の計らいを蒙るべき筈のところ、今又本知行分を召し上げられたことは愁歎の至り」であると述べている（四六、志五四）。正應の「坪分中分」は明らかに志賀氏の後退であり、経済的基盤の弱体化を結果とした。正和の「一円中分」も、この失地を恢復して在地領主制を促進させる契機となつたとは考えられない。

志賀氏のこうした在り方について、今その適確な原因を指摘することは不可能である。ただ考えうる一二の理由を指摘するならば、前章に指摘した極端なまでの所領の細分化と庶子家の独立による経済的弱体化を挙げねばならない。これは恐らく、こうした山地では田畠・在家がそれぞれの小さな谷間に孤立的に散在するという自然条件が重要な要因となつたであろう。北方詫磨氏は平井川流域の良田に中心があり、上村一万田氏には田村名の相当広大な田地が集中し、鳥屋城という天險もある。中村・下村においても同様であるが、志賀氏分はほとんど山地のみでありが抛

るべき天険もなく（後述）、またそうした生産上の中心的拠点がない。一円中分とはいながら、「分直し」の後には朝倉名と近地名は志賀惣領家の本拠（大字志賀）から孤立した飛地となつたはずである。こうした自然的条件が庶家の独立を余儀なくし、惣領制の早く解体した一因ではあるまいか。以上のような自然条件は、地利の低さという点から志賀氏惣領および庶子家の経済的条件を二重に不利な立場に陥れる。すでに述べたところであるが、近地名地頭円淨（志賀朝郷）⁽¹⁾は、宇佐宮南櫻並びに仮殿料物・新造御用途・宮崎加燈用途以下を納めず、大友惣領具簡（貞宗）の訴訟によって志賀惣領正玄（貞朝）が倍額を代納したが、支弁しないので正玄は探題に上訴した。元徳二年（一三三〇）に支払命令の下知状が出されたが（八九、志一〇〇）、円淨は弁済出来ないので、同四年（一三三二）に近地名内の田地四反を五か年間正玄に引き渡した（九〇、志一〇一）。所領の細分化や貨幣經濟の浸透、蒙古合戦の消耗等の原因も考えられるが、前記の条件を基底として数えることも忘れてはなるまい。これらに加えて、先の検注相論による地頭職没官に見られる幕府の職権主義と、祈禱所となつた領家三聖寺の幕府權威を背景とする壓力が、鎌倉末期まで志賀氏を拘束したのではあるまいか。正玄（貞朝）が通玄山法寿寺に所領を寄進し、演侍者を長老職に定め、もし器量の弟子のない時には東福寺聖一門下の大明國師（無闇普門）の門徒を住持とするよう規定したのは（既述）、そうした圧力に妥協（ないしこれを回避）する一種の政治的意味があつたのかも知れない。「志賀に志賀なし」といわれる当地の俚言は、後世に起つた言葉かとも思われるが、その端緒はすでにこの時に胚胎しているように感じられる。鎌倉末期までの志賀村における志賀氏の地頭領主制は、決して前進的ではなく、否むしろ全く抜け道のない袋小路に停滞していたと見られる。

(注)① 島田次郎「在地領主制の展開と鎌倉幕府法」（『中世の社会と経済』）三〇一頁。

② 尊経閣文庫「東福寺文書」別包ノ一（史料編纂所影写本）中の肥前国彼杵莊の「領家代一度檢注」・「領家代一度物檢」に關する永仁七年六月廿六日・正和三年十二月十二日・同廿一日・同四年三月十六日・同廿七日・同廿七日の「鎮西北条下知状」參照。豊後國玖珠郡帆足郷は安樂寿院領で八条院領としての大覺寺統に伝領されたが、弘安九年（一二八六）檢注のため実檢使が派遣され、地頭帆足氏と相論し「居合、檢注」として勘料を地頭側が出ることで落着した。

当時は後宇多上皇の管領時代かと思われるが、安嘉門院の御代にも実檢が行なわれたことが見える（弘安九年九月十二日「沙弥西蓮供足書狀」（「大友文書」一））。

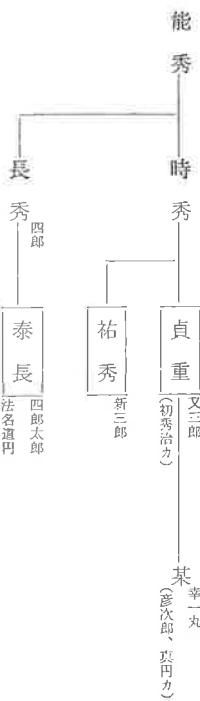
③ ②参照。

④ 鎌倉時代末期と推定される「三聖寺領文書目録」（史料編纂所影写本、原本天理図書館所蔵、「豊後國大野莊史料」九五号）。史料集に「法花寺殿最勝園寺殿御書等已上三聖寺御祈福所事」と読んだ「法花寺殿」は、「光」すなわち「光」の古体を私が誤読したもので、「法光寺殿」が正しく、貞時の父時宗である。ここに訂正する。なお「潮音院殿御寄進状等」とある「

潮音院」は、秋田城介義景女で（『尊卑分脈』第二編）、時宗室・貞時の母である。

⑤ 志賀貞朝は詫磨祐秀との相論において、「准傍郷中分之條、正應御下知嚴重也」と述べている（五九、志七〇）。

⑥ 詫磨氏の系図は不備であるが、この関係は大体次の如くである。系図には又三郎秀治なる人物は見えないが、元徳二年三



月五日「詫磨真円和与狀」に「秀治玄名」とあるので（八三、志九四）、時秀の三子貞重（又三郎）に当ることはほぼ誤りない。附帶条件に、「泰長が一向知行の時は、秀治分三反を避り渡す」とあるのは、どうした事情か、右の系図関係では

理解しかねる。

⑦ ここに「本名」とあるのは、正応元年（一二二八八）当郷富成名勢久世宇小屋敷等を志賀泰朝に還補した「大友頼泰書下」

（志四八）、嘉元二年（一二三〇四）の同郷井料田に関する「大友貞親書下」（志六五）、大友氏時・親世の「所領目録」に笠和郷が見える点等からして（一五七・一六八）、守護大友惣領家を指すものと思われる。本名（大友惣領家）と脇名（志賀氏）の関係にあるとすれば、豊田氏の惣領制に関する説を考察する史料となろう。

⑧ この用途の催促を惣領大友貞宗が行なっているのは、大友惣領としての立場からではなく、鎮西奉行人（のち引付頭人）として、五社興行・造営等を命ぜられていた職権の行使と考えられる。

五、守護領国および戦国大名領国下の大野莊と志賀氏の動向

既述のごとく、正慶二年（一二三三三）の具簡（六代大友貞宗）譲状の通り、大友惣領家では当時すでに豊後国守護職の外に五職を兼帶し、庶子家より一足早く嫡子単独相続制にふみ切っていた。五職というのは、豊後国在国司職・同檢非違所惣追捕使職・同税所職・筑後国守護職等を指すものと思われ、国衙の実質的権限を掌握して次第に守護大名化の方向に進みつつあったものと思われる。建武五年（一二三三八）幕府は諸国守護人が大犯三ヶ条の外、寺社本所領を押妨し、欠所の地頭職を管領して軍士に預け、家人に宛行うことを禁止しているが（志一二五）、大友氏泰（貞宗子）は貞和六年（一二三五〇）に詫磨氏の堀池名田畠屋敷を没収して志賀威人太郎に預けている（一四五、志一九六）。氏泰の跡をついだ八代氏時の貞治三年（一二三六四）の所領は次表の通りで、総計六十七か所のうち半ば以上が守護國である豊後に集中している（「大友文書」四）。勳功賞も含まれるであろうが、守護国内の欠所地を管領したものもあるう。氏時の子親世の永徳三年（一二三八三）の所領は八十六か所に増加し、近国では肥前・日向（うち同國守護職二）の所領

九、南北朝期における大友氏所領の
集中状況

地 域 国	人 名	大友氏時 貞治3(1364)		大友親世 永徳3(1383)	
		豊後	1	47	2
九 州	豊前	4	4	3	3
	筑前	7		10	4
	筑後			2	2
	肥前			1	1
	肥後			1	1
	肥日			1	1
	九州以外	相模	3	3	1
		上野	1	1	1
		濃伊	1	1	1
		勢伊	1	1	1
		後都	6	2	2
	合計	屋敷所	67	86	

を加えているが、とくに豊後国内の所領増加の傾向は著しい（同上）。鎌倉期の諸国散在所領所職を領国内に集中化する守護大名の運動法則が、典型的に貫徹しているものと見るべきであろう。

そうした惣領守護家の動きの中にあって、志賀氏はどのような動向を示すのであるか。前に見た通り、志賀庶子家の内部では建武内乱は惣領制的支持を脱して一応独立を克ち得たが、軍事力の弱い群小庶子家が独力で戦乱の世に処することは不可能となり、内には単独相続制への転換を果し、外には再び求心的に惣領家を中心勢力と仰ぎ、あるいは横の連繫によって勢力を糾合する必要に迫られた。これは惣領制の再編成とも見られるが、この時代の一族的團結や一揆契約は軍事的要請に発し、惣領の公事支配関係が根幹でもなく、その結合関係も対等的立場にある—特に一揆契約において一点等からすれば、むしろ惣領制の解体とするのが妥当であろう。惣領制の経済的基盤が分割相続制にあるとするならば、嫡子単独相続制への転換を惣領制の再編成と見ることは、なお更不可能である。

尊氏離反以後の京都以下には、大友惣領氏泰（当時幼少、名代兄貞載）は尊氏軍に加わったが、志賀正玄（忠能・貞朝）・頼房父子は、「惣領の御共」をして「惣領の奉為」（おんなり）に転戦し、「当家一族御扶持人」はほとんどこれ

に従つた（二〇八一九、志二一八一九）。尊氏が九州に下向して捲土上洛した建武三年（一二三三六）、彼に従つた大友氏の軍勢は「角違一揆」と称する一揆契約を結び、一味同心して武略を廻らすべきことを誓約している（『編年大友史料』^③「二、七四六・七四八」）。守護の所領預置きとともに、大友庶家・国人衆の守護被官化の契機がここにある。

しかしそうした結合関係は強固なものではなく、一族・国人中には利害関係によって南軍に従うものもあった。とくに南北争乱をより深刻複雑なものにした社会的問題として、嫡子単独相続制への転換に起因する嫡庶の対立矛盾の激化がある。前記の求心的傾向に対する遠心的傾向であつて、一般的に見て嫡家が北軍につけば、庶子は南軍に従うのが當道であった。先に述べた「大友具簡（貞宗）譲状」によれば、五子千代松丸（氏泰）を家嫡に立てて所領をことごとく譲り、次郎貞順・三郎貞載は戦場に伴うので譲らないが、もし軍忠を立てて存命すれば千代松丸の計らいとして扶持すべく、庶子らのうち家督の命を背き異議を存するものは不孝の輩となす、と定めている。軍陣における長兄の戦死を予想して幼少の千代松丸（氏泰）を家嫡に立てたものと思われるが、軍勞のない幼弟が家督となつて軍忠ある長兄らを庶子として支配することの確執は当然避けられないであろう。貞載（すでに肥前守護職に任じ立花氏の祖となる）は建武三年（一二三三六）京都唐橋烏丸で結城親光と組み打ち戦死したが（二〇八、志二一八）、貞順は同年の豊後玖珠城合戦に、一族入田士寂らとともに嫡家にそむいて菊池氏に味方した（同上）。この頃豈後衆の内で、一族南北両軍に分れて交戦したものの多いのは、こうしたことによる原因があろう。単独相続制に起因する惣領・庶子の分裂抗争は南北朝・室町期内乱の底流をなし、惣領家が実力をもつて庶子家を圧服家臣化する十五世紀前半（大友親治・義長時代）まで続き、その余波は十六世紀後半の義鎮の頃まで尾を引く。この間に氏時（八代）の子氏継（九代）・氏時（十代）のころから、この兄弟間の両統交立時代が出現し、十七代義右時代まで繰り返し内訌が連続する。大友

氏家督の主体性が確立せず単独相続制への過渡段階にあることを示すもので、この期間の家督（守護職）は譲状により幕府補任の形態をとっているが、実は逆に幕府の調停的指名によって決定されたかと思われる。守護大名権力の弱さは幕府権威によって保障され、逆に幕府はそうした守護大名の求心的側面によって支持されたのであり、守護大名と一族・国人衆との間も全く同様の関係にあつたと見てよい。

南北争乱期以後における志賀氏内部の分裂・敵対関係は明瞭でない。おそらくそれは、たとえ嫡庶の対立が起つたにしても、こうした小村内では両軍に分れるだけの武力・経済力が嫡庶の何れにも無かつたからであろう。しかし志賀村北方詫磨氏領においては、既述のごとく、貞和六年（一三五〇）詫磨千見左近将監の凶徒与同により、大友氏泰が堀池名を没収して志賀穢人太郎に預けた。詫磨氏は肥後国に本拠を有するので自ら惣領家から離れ、当時は足利直冬に従つていたらしく（「詫磨文書」四）、それだけに尊氏方に終始した大友領国内の所領を維持し得なくなつたのである。これに反して、大友惣領家に従わざるを得なかつた志賀氏は欠所地を預け置かれ、さらに軍忠によつて所領を拡大する機会を与えられることになり、惣領家の発展とともに被官化の道をたどりつつ、ようやく鎌倉末期の頼勢を挽回し、勢力を拡大するようになる（後述）。

觀応の擾乱による足利尊氏の北朝・南朝への去就は、豊後の 大友氏時および國衆の動向をそのまま左右した。尊氏が再び南朝から離反して大友軍も北軍となつたが、以後勢力は振わず、正平十年（一三五五）には懐良親王は豊後国府を陥れて博多に攻め入り、同十三年（一三五八）から菊池軍による大分郡高崎城攻略戦がはじまる（一五一・一五六『続編年大友史料』一、一四九一二二四）。志賀穢房は大友氏時軍に加わって高崎城に籠城したが、その本領大野莊は菊池武光軍の進攻路に當り、大友軍の第一線陣地となつて攻防が繰り広げられた。同莊内では上村一万田氏の鳥屋城が

拠点となり、志賀氏房（頼房の子）は一族若党を率いて籠城軍に加わり、通路遮断作戦に従った（一五六、志二〇八）。近地玄心の子宗房が惣領氏房の手に加わり戦死したのもこの時の戦いである（一五九一六一、志二〇一一二）。志賀氏の本拠である志賀城が防御の中心とならなかつたのは、鳥屋城等と比較にならない小規模かつ低平な小居館に過ぎず、天陥主義を第一とする当時の戦争形態に好条件を有しなかつたからである。志賀氏房はこれらの戦いによって応安二年（一三六九）ごろ直入郡直入郷本職を拵領したが（後述）、のちに述べることく今後志賀氏が本拠を直入郷岡城に移すのもこうした不利な地形的条件が一因であろう。のち志賀新蔵人は大友氏継（九代）から平井・堀池両名を預けられているが（一六一、志二二三）、これをもつてしても志賀村を拠点とする不利な条件を補うに足りなかつたであろう。志賀氏の発展に反して、詫磨氏の勢力はいよいよ後退したことになる。なお正平九年（一三五四）平（大友）行宗（氏時の兄）が大野莊下村内・田村・宮貞・羽歩・桑原上下等名々地頭職を阿蘇御嶽大明神に寄進したのは（一四九）、南軍優勢期に大友庶家が家督に反逆したものであり、同十七年（一三六二）菊池武光が先年同社に寄進した下村内の地を降参した本主に返付し、替地として直入郡柏原村を寄せたのも（一五五）、南軍の一時的優勢の時のことである。その支配は永続きしなかつたはずである。

以上のごとく大野莊は南北争乱の渦中に巻き込まれ、敵方所領は没収されて大友氏から志賀氏等に預けられたが、領家側の支配権が全く喪失してしまつたのではないらしい。三聖寺が足利直義の祈願所となつたことは明かであり、尊氏・義詮とも密接な関係を保ち、將軍家より寺領狼藉の禁制が出されている（二八一、「三聖寺肝要支証目録」）。後述のごとく、十六世紀後半の大友宗麟時代まで当莊四か村が異例の「大名請」の形態として存続する一因がここにあると考えられ、こうしたことがまた志賀氏の一円領主化を制約する条件となつたものと思われる。

以上大野莊を中心として志賀氏の動向をながめてきたが、九州における北軍の優勢が決定的となればなるほど、志賀氏の活動も狭い大野莊の框をこえて飛躍的発展をとげるようになる。次に同氏の所領拡大の全貌に目を転じて、今後の領主的発展の過程を大観しよう。

一〇、志賀氏所領拡大一覽表

(註)出典史料番号は「志賀文書」(『熊本県史料』)による。「大」は「豊後國大野莊史料」。

(国)	(郡)	(庄郷)	(所領職)	領有者	史料初見	年月日	出	典	備考
豊後	國東	安岐郷	横城山院主職	志賀能郷	正安二、七、廿五 タ 十一、二	六、備後法眼幸秀去文 七、大友能直譲状	正安議状の所領は貞応年間の譲得と推定する。		
大分	大野	小保畠地頭職	松武名地頭職	志賀能郷	正安三、十二、廿	六〇、沙弥阿法吉賀譲状			
大分	荏隈郷	夷山院主職	勝浦部長小野村	志賀能郷	延応二、四、六	一二、一三、尼深妙譲状			
大分	荏隈郷	勝津留井済使職	同	志賀禪季	弘長二、八、三	三四、尼深妙譲状			
大野	大野莊	下村内泊寺院主職	同	志賀禪季	弘長二、八、廿九	二五、沙弥明真・大野基直連署状			
相模	足上	大友郷	くわす次郎跡田屋敷	伊藤三郎跡屋敷	弘長二、八、廿九 同 十一、八	二八、尼深妙書状案 二九、大友屋敷并田坪付注進状 三〇、尼深妙置文			
豊後	大分	笠和郷	富成名勢久世二字屋敷	同	正応元、六、廿三	四八、大友頼泰書下			

筑前	下座	三奈木莊	地頭預所兩職					
豊後	國東	武藏鄉	久末名内田地屋敷					
豊後	玖珠	山田村	小田道覽女子跡					
日向		宮頸村	三十町地頭職					
豊後	國東	都甲莊	都甲久末別府					
豊前	宇佐	佐田莊	藤尾寺別當職					
豊後	直入	入田鄉	半名					
速見	山香莊	船尾						
速見	日出莊	四分一						
大野	大野莊	志賀村堀池名田						
直入	入田鄉半分	畠屋敷						
大野	大隈村	地頭職						
大野	大野莊	志賀村平井・堀池						
大野	直入	志賀親明	志賀黒法	同	同	康永元、八、三	正安四、五、一	同
大野	直入鄉	志賀親明	志賀黒法	同	志賀頼房	貞和三、正、十三	一、三、志賀忠能代貞幸申状案	同
大野	緒方莊	志賀親明	志賀黒法	同	志賀頼房	貞和四、正、十一	正安四、五、一	同
大野	大野莊	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	貞和四、四、廿九	一八三、尼玄珠譲狀	志賀忠能代貞幸申状案	同
大野	直入	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	貞和六、二、十二	一九二、志賀頼房譲狀	正安四、五、一	同
大野	直入	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	一九六、大友氏泰書下案	一九三、大友氏泰預ケ状	志賀忠能代貞幸申状案	同
大野	緒方莊	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	一〇五、出羽宗房譲狀	一九四、大友氏泰書下案	代々相伝所領	同
大野	大野莊	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	一〇六、大友氏泰書下案	一九五、大友氏泰書下案	戸次朝直跡	同
大野	大野莊	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	一〇七、大友氏泰書下案	一九六、大友氏泰書下案	代々相伝所領	同
同	同	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	一〇八、大友氏泰書下案	一九七、大友氏泰書下案	戸次朝直跡	同
同	同	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	一〇九、大友氏泰書下案	一九八、大友氏泰書下案	代々相伝所領	同
同	同	志賀親明	志賀黒法	正平十三、十、十三	一一〇、大友氏泰書下案	一九九、大友氏泰書下案	戸次朝直跡	同
八、廿九	二三六、大友持直書狀	二四五、大友持直書狀	二四八、志賀親明置文	二二三、大友氏縕預ケ状	二二三、大友氏縕預ケ状	二二三、大友氏縕預ケ状	二二三、大友氏縕預ケ状	二二三、大友氏縕預ケ状

國東	武藏鄉	十町	入道	根津	十一、十九	二四四、大友親隆預ケ状
筑後	竹野	麦生村	五十五町	志賀親家	応仁三、八、十七	二五一、大友親繁預ケ状
筑前	志摩	板持弥七跡	二十丁	志賀親毎	十、二	二五五、大友家家臣連署奉書
豊後	直入	直入郷	両職二百貫文	志賀親右	十六、卅	二六二、大友親豊宛行狀
	同	家中名内仲津野	同	同	二六三、大友家家臣連署宛行狀	還附
	大野	緒方莊	小河名内小原神	明応四、九、十	二六四、大友親治預ケ状	高良山別所城、合戦恩賞
	同	井田郷	五十七貫	明応五、十一、三	二六五、大友親治預ケ状	逗留勘忍料
	海部	大佐井郡少輔跡	大佐井百貫分	明応七、壬十、十八	二六六、大友親豊宛行狀	
	大野	緒方莊	千田百貫分			
	同	大野莊	板井迫縫殿助跡三			
	同	大野莊	十五貫分			
	同	大野莊	直北名小田原塩德			
	同	大野莊	丸跡二十貫分			
	同	大野莊	平井与十部			
	同	五十町分	平井与十部			
	同	長田名代官職	志賀親益	同	二六九、大友親安預ケ状	
	同	志賀親守	同	二七〇、大友親安預ケ状	二六五、大友親治預ケ状	
	同	志賀親益	同	二七一、大友家家臣連署奉書	二六四、大友親治預ケ状	
	同	大永八、十、廿三	二七八、大友親安預ケ状	二六六、大友家家臣連署奉書	二六三、大友家家臣連署宛行狀	
	同	十二、十三	二八四、大友義鑑預ケ状	二八五、大友義鑑預ケ状	二六二、大友親豊宛行狀	
	同	二八七、大友義鑑預ケ状	二八六、大友家家臣連署奉書	二八七、大友家家臣連署奉書	二六一、大友親繁預ケ状	
	同	二八八、大友義鑑預ケ状	二八九、大友義鑑預ケ状	二八八、大友義鑑預ケ状	二六〇、大友親安預ケ状	
豊後	直入	直入郷	律原名内小田原治	同	二六〇、大友親安預ケ状	
豊後	筑後	竹野	部少輔跡五十貫分	同	二六〇、大友親安預ケ状	
豊後	肥後	東郷	先給十町	同	二六〇、大友親安預ケ状	
豊後	筑後	竹野	小田津久見左馬助	同	二六〇、大友親安預ケ状	
豊後	直入	直入郷	五十町分	同	二六〇、大友親安預ケ状	
大輔跡五拾貫分	律原名内志賀宮内	同	大永八、十、廿三	二六〇、大友親安預ケ状	二六〇、大友親安預ケ状	
井田郷四十 貫小川名八貫	井田郷四十 貫小川名八貫	同	二八七、大友義鑑預ケ状	二八七、大友義鑑預ケ状	二八七、大友義鑑預ケ状	

肥後	玉名	筑前	前原	同	十二、廿三	二八九、大友義鑑預ヶ状	入田退治恩賞
直入	入田郷	十二名内三十貫分	諸田名内一町七反	志賀親守	天文十九、六、廿六	弘治三、三、廿五	二九五、大友義鎮預ヶ状
菊池	京都	近見築地五町町	守富・阿多香内一二町	志賀親慶	二九七、大友義鎮預ヶ状	二九六、志賀親慶知行坪付	秋月文種以下 悪党退治恩賞
豊前	京同同同同同上座	久石成木村十三二十町町	稻光(山田安芸守)受反	同	弘治三、十二、十三	二九六、志賀親慶知行坪付	一五〇町
豊後(国中)	三十貫分	玉三立久石成木村十三二十町町	跡四十町	同	天正八、十二、十三	二九七、大友義鎮預ヶ状	恩賞人成敗 四ヶ村使職
直入	大野 大野莊	下村菅田名	志賀親孝	六、廿三	二九六、大友義鎮預ヶ状	三一五、大友吉統預ヶ状	代所
直入	大野	久住名内五十貫分	天正十五、七、一	天正十五、八、十三	三〇二、大友義統袖判坪付	大、二九九、大友吉統判物	
直入	大野莊内	入坂田之内廿七貫分	志賀親善	三二六、豊臣秀吉朱印状	三一六、豊臣秀吉朱印状	三一八、福島正則宛行知行方目録	
同	同	同	同	同	同	同	
慶長七、九、三	千四石	文祿五、三、十一	天正十五、八、十三	天正十五、七、一	三一五、大友吉統預ヶ状	大、二九九、大友吉統判物	三一九、秀詮宛行知行方目録
備前	和赤坂北条	安芸可	豊奴田	大野莊内	朽網鄉内	千貫四ヶ村北	九百五十石
美作	久米北条	安芸	豊後	大野	大野莊内	千石	
備前	和赤坂北条	安芸可	豊奴田	大野莊内	朽網鄉内	千石	

表を見て氣付くことは、鎌倉期は幸秀・深妙讓与分の外は、蒙古合戦勳功賞として筑前三奈木荘地頭預所職を得ただけで全く停滞的であるのに対し、南北争乱期以後の所領拡大が躍進的となつてゐる事実である。国外では日向・豊前・筑後・筑前・肥後に及び、大体に大友氏領国（守護国から大名領国）の膨張に伴つて拡大する。しかし特に顯著な現象は豊後国内の所領の拡大で、取り分け直入・大野両郡への集中が目立つ。のち志賀氏が豊後国「南郡」⁽⁶⁾の最大の領主となるのも、右の所領関係から見てうなづかれる。志賀氏が直入郡に重心を移したことについては前に述べたが、その端緒は志賀頼房・氏房父子の頃からで、大友出羽氏の入田郷との関係からはじまるらしい。大友五代貞親は子がなく惣領職を弟貞宗（六代）に譲り、末弟季貞を養子として大友出羽と称し入田郷半分と玖珠郡大隈村地頭職を相伝した。その後は宗雄・宗房と相伝されたが（志一五七・一七八）、一時南軍に従つて没官され、のち降参して志賀氏房の奔走により半分を返付された。しかし入田郷の本領主入田泰顕が違乱したため、宗房幼少の間の扶持を母の後家尼玄珠が頼房・氏房父子に依頼し、入田郷半名を志賀氏に寄せたのである（志一八三一五・一九五・二〇一四）。宗房は正平十三年（一三五八）に所労危急のため、志賀黒法師丸を養子として所領を譲つたが（志二〇五）、その後の経過は明らかでない。同氏の文書が「志賀文書」中にあるのを見れば、その所領ものち志賀氏に帰したものではあるまいが。

しかし志賀氏が真に直入郡に志向するのは、直入郷本職（代官職）と検断職を預けられてからである。文明七年（一四七五）の「志賀親家申状」によれば（志二五八）、応永六年（一三九九）すでに三十か年相違なき所とあり、別に「曾祖父日向守氏房拝領」とあるので（一九六、志二四八）、応安二年（一三六九）前後であることは疑いない。「弘安図帳」には直入郡地頭職は大友頼泰で、既述の大友氏時・親世の「所領目録」にも直入郷が見えるから（一五七）。

一六八)、大友惣領家の代官職に補せられたものである。領家は太宰府神社らしいが、南北朝期には「不知行」となつてゐた。府内万寿寺が松本名庄主以下三か所を有し、志賀親家と夫丸の件で争つてゐる(志二五八)。応永二十年(一四一三)の「段錢結解土代」では(志三三一)、二十四名一村で判明する反錢面積だけで二四二町余に達し、反錢(反別五十文)は一二一貫四四四文となる(次表)。志賀村と比較を絶する広大な面積を有する上に、「不知行」となつて領家職の拘束を受けない点等から一円領主化に最も恵まれた好条件を備えており、志賀氏が「いつれのさい所はめしはなざれ候とゆう共、当郷りやうしよくの事、一所けんめいの地にて候」と主張するようになるのも(志二五八)、当然のことである。

名	反錢賦課面積 (丁)(反)(歩)	反 錢 (文)
上肥田名	15.	7.500
押田原名	6.4. 60	3.208
下肥田名	3.	1.500
三宅名	15.	7.500
平田名	12. 10	6.001
狭田名	5.1. 20	2.552
柏原名	22.7.260	11.388
泉名	11.2.240	5.634
志土智名	9.8.240	4.934
久住名	17.5.180	8.775
岩瀬名 <small>五</small>	8.8.120	4.417
同 <small>七</small>	2.	1.000
白仁名	18.7	9.350
埴田名	14.0.240	7.034
木原名	17.4	7.500
市用名	9.9.240	4.984
松本名	18.	9.000
田北名	7. 240	(3.525)
田原名	1.1.	.550
家中名	7.3.240	3.684
植木名	8.6.120	4.317
坂	3.	1.500
葎原名		
坂折名		
直毛名		
下志土智		
計	242.8. 10 (284.0. 50)	121.444 (115.853)

一一、直入郷の名田面積および反錢 (註) 計の()内は筆者の集計

さてこれらの名は本方・新方・闕所分等に分れ、うち十四名には四十五人の給人がいる。一人の給地は数名にまたがっているので、名は課税の単位ではあっても、所有ないし經營の単位でなくなっていることはいうまでもない（志二一九）。終りの五名は田数・反錢ともに記さず、「直納」を抹消して「御料所」と記しているものもある。この反錢が守護役であるとすれば、この五名は守護直轄地であろう。「直入郷給人注文」には「御恩帳」ともあるので（志二一九）、守護大友氏から被官の國衆に預けられたものであることがわかる。ではこれらの給人と代官職・検断職を兼ねる志賀氏との関係はどうなるのであろうか。両職の内容は必ずしも明瞭ではないが、戦国大名が家臣に預けた寄子・寄親の関係と考えるには時代が早いので、むしろ志賀氏を惣地頭とすれば給人を小地頭に比較する方がより近いであろう。

延徳初年ごろ（一四八九ごろ）、志賀親毎が大友親豊（材親・義右）から以前「伏せ」られた直入郷両職二百貫分を恩補されているのをみると、一時没官されていたことが判る（志二四一・二・二六一）。既述の家督をめぐる交立時代の大友氏の証にまき込まれたものと思われる。^⑩明応四年（一四五五）には家中名仲津野を還付され（志二六三）、引き続き大友親治から緒方荘小河名・井田郷内の地等を預けられ（志二六四・五）、大友親安（義鑑）から緒方荘千百貫分・大野荘七十五貫分・直入郷津原名五十貫分等を相ついで宛行われており（志二六九・七〇）、直入・大野両郡内の所領は飛躍的に増大した。この場合の所領給与は前の代官職とは異なり、志賀氏が「給人」となることであるから（二〇一、志二八〇）、下地支配権を伴う領主権を与えたものと考えられる。大永三年（一五二三）志賀親守が直入郷津原名内前原・志賀村内臺を居屋敷として次郎九郎に預け（二一三、志二七五）、志賀親益（道折）が大野荘菅田名越中園のうち新聞・杉園等を朝倉筑後入道に預け（二三六、志二八三）、親守が朝倉氏の跡目安堵をしているなどは

(二四〇、志二九一)、すでに志賀氏が在地領主として朝倉氏以下を家臣化していたことを示すものである。大友惣領家は、政親・義右の内紛を最後として親治の子義長の時代(永正年間)一五〇四一二に嫡子单独相続制が確立するから、この頃が戦国大名への画期と見られ、大友一志賀一朝倉などのごく、上下の封建的ヒエラルヒーが形成されたものと思われる。親治・義長の頃から、志賀親毎・親益・親守に対する大友氏の跡目安堵状の見られるのも、これと照應する(二〇一・二〇七一八、志二七一三)。志賀氏は嘉吉年間(一四四一―四)親賀が社家申次(一宮由原宮)となっていたが(「桙原八幡宮文書」二六一八)、大友氏の政治に参与する「加判衆」(「年寄」ともいう)の列に加わるのは遙かに後れ、天文十九年(一五五〇)の「二階崩れの変」による義鑑横死・入田親誠の討伐後で、天文二十一年(一五五二)三月廿日の文書に六人の「加判衆」の一人に志賀親守が連署しているのが初見である(『大友史料』一の八四)。義鑑の遺言の「條々書」に加判衆は六人とし、「紋之衆三人、他姓衆三人」と定められた「紋之衆三人」のうちに選ばれたものである(同五七)。志賀氏が大友義鎮治下の年寄衆の一人として発展する機会を与えられたことを示すもので、前表に天文十九年(一五五〇)直入郡入田郷十二名を与えられているのは、反逆者入田氏討伐による恩賞として遺領を宛行われたものであり、肥後・筑前・豊前の所領は義鎮の北九州六か国平定に伴つて恩賞として宛行されたものである。

『豊後国志』には、直入郡岡城(竹田市)は文治元年(一一八五)緒方惟栄が壘を築き、建武年間に志賀貞朝が修復拡張して居城としたあるが、貞朝築城説は信じ得ない。志賀氏が直入郷両職を預けられたのは孫氏房の應安二年(一三六九)ごろであり(既述)、康暦元年(一三七九)には直入郷内の騎牟礼城(竹田市大字飛田川字騎群)を召されたがあるので(志二五八)、これまでここに居たのである。文明七年(一四五七)志賀親家が、夫丸催促のため

(松本) (坂田) (竹田)
 「まつもと・さかた・たけ田三ヶ所に代官をさためおき候」と述べているのをみると(同上)、当時なお竹田にその本拠の無かったことは明らかである。その後も一時直入郷が没官されたから(既述)、それは同郷還補以後のことではなくればならず、恐らく大友加判衆となる親守の時代と推測する。なお近地禪季の系統は、宣元(一万田氏より入る)の子重利が元徳二年(一三三〇)に南山城に住したといい(「志賀氏系図」)、あるいはその子義天が康応年中(一三八九—九〇)に白丹村に南山城を築いて南志賀氏となつたというが(『豊後国志』)、白丹名は前述志賀惣領家の直入郷内にあり、同氏が其処をその頃宛行われた証拠がないので信じ得ない。惣領家(北志賀氏)の代官として以前から入部していたとすれば、既述の文明七年(一四七五)ころが一応の自安となるが、これも確証するものがない。しかし天正十四・五年(一五六六—七)の島津軍侵攻の際には、南志賀・北志賀氏とともに両城で交戦したことは著名な事実であるから(志賀親孝)道益は薩軍に内通した⁽¹³⁾、南北両志賀氏が両城を拠点として直入・大野のいわゆる「南郡」の大領主化していたことは疑いない。ただし志賀氏の軍事組織や所領支配の下部構造等については、遺憾ながら明らかでない。

以上志賀氏の直入郡移遷を中心にながめたため大野荘の動向が看過される結果となつたが、実はこの方面は史料が断片的で体系的な敍述は困難である。ただ一万田氏が上村を拠点に領主制を確立したことは家臣に対する所領宛行や(一一七一八)、鳥屋城によって薩軍と攻戦したことから推測される(一万田紹伝は内通した)(「大友文書録」「一万田由緒考」)。同村深山八幡宮を鎮守として、しばしば田地を寄進している(一五四・一二五一六)。天正十年(一五八二)ころは、中村の内と思われる矢田名を知行し、家臣に宛行っている(二八八)。下村の大野・藤北・田中氏等の消長は全く不明で、ただ大野大宮司が大友義鑑の頃、一万田氏と肥後に出陣したことが知られるだけである(二二一)。

中村の戸次氏が下村に勢力をのばしたらしいことは前に述べたが、南北争乱期に南軍に従って没官されたこともある。十二年（一五六九）の戸次道雪の上津八幡に奉納した金幣・鰐口等から推察すれば（二五一—一二）、なお一部は領有し続けたものであろう。^⑯

しかしここに特記しなければならないことは、その間にもなお領家三聖寺の支配権が依然として存続している事実である。永享頃（一四二一九—四二）の大友持直が、志賀親賀を志賀村寺家分代官職に口入し寺納物を執汰沙させているのは（一八六、志二三六）、守護大名領国下の在り方としては別に不思議はない。同莊上村は、長禄元年（一四五七）ごろは三聖寺開山塔円通寺領として管領されていた（一九七）。しかしこうした領家の支配が一たとえその実質は異なるにせよ、戦国大名としての最盛期である宗麟の時代から、少なくとも子義統の天正九年（一五八一）ごろまでも存続し、大野莊四か村を請所として大友氏が年々三百貫の請料を京送していることはまことに異例である（一五九—一六二・二六九・二六五—二八一）。「大名請」とでもいうべきであろう。しかもそれは形式的な契約ではなく、誓詞をもつて約諾を守り（一九六）、本寺から月溪聖澄の下莊を待つてその下知を請うという丁重さである（二六五）。大友氏が莊園体制を否定しなかつただけでなく、在地領主層の侵略を制御し莊園制を温存したことは、由原八幡宮領について見たところであり、又新熊野社領津守莊（大分郡）についても同様であった。杉山博氏は「守護大名は庄園体制の否定者でも、權門体制の否定者でもなかつた」と述べているが、戦国大名としての大友氏は、そうした守護大名段階の弱さを完全に克服していなかつたではあるまいか。その原因は色々指摘されるであろうが、守護→守護大名→戦国大名と、上からの保守的な封建領主化の道をたどった大友氏の弱点がここに暴露しているように思われる。家臣団の

把握の弱さ⁽¹⁾、領国支配のルーズさは、宗麟のキリスト教帰依によってその矛盾が激化し、さらに義統の無能がこれに拍車をかけ、異姓者はもちろん、一族内部から多くの反逆者を出し、島津氏の侵入によって領国は四分五裂した。

大友惣領家に従つて発展した志賀氏も、当然大友氏と運命を共にする。天正八年（一五八〇）志賀親孝が、大友義統から「大野庄四ヶ村役職」の代所として下村菅田名内の地を与えられているのは（二七七、志三〇二）、右の請料収納の「役職」に関するものではあるまいか。志賀氏の知行制も弱点が多かったものと思われ、それ故にこそ一族家臣が分裂して島津氏に通ずる結果となつたものと思われる。独り岡城を死守した志賀親善（親次）は、吉統除国後の文禄五年（一五九六）に豊臣秀吉から日田郡大井庄千石を与えられたが（三〇一、志三一六）、慶長六年（一六〇一）福島正則に仕えて芸備に千四石の知行を得（三〇三一四、志三一七一八）、翌年小早川秀詮（秀秋）の家臣に転じて備前・美作に九百五拾石を与えられた（三〇五、志三一九）。「志賀に志賀なし」だけではなく、「大野に大友なし」というのが実情で、大友庶子家の本宗・庶子家ともに、大友氏の滅亡とともに四散してしまったのである。

島津氏侵攻後の三聖寺と大野荘との関係がどのようになつたかは、史料がないので全く判明しない。ただ大友吉統が天正十六年（一五八八）に、宗麟の菩提のため京都大徳寺に國中百貫分を寄付しているのをみると（『大友史料』二、六八二）、なお存続の可能性がないわけではない。しかしそれも長いことではなく、文禄二年（一五九三）の検地には、最後の断が下されたであろう。大野荘の歴史は、この時に終末を迎えたはずである。

（注）① 河合正治「鎌倉武士団の構造」（『岩波講座日本歴史』五、二五三頁）。

② 一揆契約には、「青方文書」一、八九・一〇六・一一五・一四〇・一四三・一四六（『九州史料叢書』五）、「小鹿鳴文書」三七・六七（同十二）、「松浦山代文書」七〇、「来嶋文書」三五（同七）等、松浦党関係に例が多い。

(3)

「角違一揆契約」は写しが各所にあるが（『編年大友史料』二、七四八）、偽文書の疑いがないわけではない。ただし、同一揆に対する「足利尊氏御判下文」が『大友文書錄』に収められているので（同七四六）、一応信じ得る。「筋一揆」「松一揆」なども見えるが（「入江文書」二の二三）、「角違」はおそらく旗じるしからきたもので、「かくちがい」と訓んだものであろうか。正平二年六月一日の大友氏宗・戸次朝直・戸次頼時・左中将尹房の四通の起請文は（『大日本古文書阿蘇家文書』上一〇九一一）、「編年大友史料」二、三八四・三九九・四〇七・四八五・五〇二一一〇。なお前註大友氏宗および戸次朝直・頼時等の例がある。

(4) 「編年大友史料」二、三八四・三九九・四〇七・四八五・五〇二一一〇。なお前註大友氏宗および戸次朝直・頼時等の例

(5) 渡辺澄夫「豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相続制の問題」（『大分県地方史』二五号）。

(6) 「南郡」というのは、大野郡・直入郡を指す。一九〇号参照。

(7) 入田氏は貞親の弟泰親から出る。泰顯なる人物が「入田氏系図」に見えないのは、改名のためであろう。

(8) 弘安八年（一二八五）の「豊後国畠田帳」には、「直入郡二百七十町 地頭大友兵庫入道殿、領家太宰府御神領」とある。観応三年一月写の「太宰府神社所領目録案」（『太宰府・太宰府天満宮史料』七）には、豊後国には大肥庄・津江山・真幸庄の三者を掲げるが、「真幸庄」は当國には存しないので、おそらく「直入庄」の誤りであろう。不知行とあるので、「志賀文書」に領家関係の記述が見えないものと思われる。

(9) 「志賀文書」二六八、大友親治書状には、前代より准田反錢で国の補いをしたが、近年諸給人が諸莊郷点役を国中平均に破るために世帯不弁となつたと述べ、志賀氏に直入郷諸給人の点役不弁の者の交名を注進するよう命じている。

(10) 永享五一年（一四三三一六）の大友持直と同親綱との相競争には、幕府は持直討伐に決し、中国・四国の軍勢によつて海部郡姫嶽（白杵市）に持直を攻めた。志賀親賀は持直に党したので、所領を没収されたが、備後守護代犬橋満泰・大友親綱が名字地半分を返付する条件で降参をすすめている（志二四一一一）。のち志賀氏は幕府方についた（同二四五一七）。

(11) 「志賀文書」二九二「志賀親度知行坪付」に、五人の加判衆に志賀親守が見える。天文十九年（一五五〇）の文書の次に

配するが、これは二九七、「大友義鎮預ヶ状」の別紙坪付で、弘治三年（一五五七）のものである。

(12) 志賀氏房が直入郷司職を預けられたのは応安二年（一三六九）と推定されるから、康応年中（一三八九—九〇）志賀義天が白丹名に入ったことは全く考えられないことではない。今日白丹には義天の墓と伝えられる宝篋印塔があるが、無銘のためこれを確証し得ない。

(13) 志賀親次の善戦は二九三号参照。「西豊記」には「志賀道益・朽網宗歎・戸次玄三・柴田紹庵返逆して鷲津と謀し合せ云々」とある（『大分県郷土史料集成』戦記篇）。其他諸書にも若干異同はあるが、ほぼ同様のことが見える。北志賀氏の鑑隆（道連）が天正十六年正月五日、弟義親が十五年十月六日に切腹しているのは（「志賀氏系図」および白丹常樂寺位牌）、島津内通のため戦後自殺したものである。

(14) 戸次氏の南軍についてのことは註③参照。所領没官のことは、「入江文書」二の五（『大分県史料』十）、『続編年大友史料』一の二五四参照。大野荘内所領のことは見えないが、当然没収されたであろう。

(15) 二八七「酒井寺神伝藤北臼迫分諸公事調注文」（天正十年四月九日）の署名者油布連辰等は戸次道雪（立花鑑連）の家臣である。道雪奉納の觸口銘にも「祭礼奉行由布惟久」と見える。なお「由布文書」（『福岡県史資料』九）参照。

(16) 渡辺澄大「豊後国由原八幡宮領莊園の研究」（『大分大学学芸学部研究紀要』九）。

(17) 同「豊後国大分郡勝津留・津守莊・勾別符・植田莊」（『大分県地方史』二十三）。

(18) 杉山博「守護領制の展開」（『岩波講座日本歴史』七、一一七頁）。

(19) 大友氏は宗麟・義統の時代でも、家臣は在地し、城下府内には集住していない。永正十二年十二月廿三日の「大友義長条々事書」には、近郷の者は朔日と十五日に對面に出仕すべきことが定められ、年寄衆は、式日に出仕すべしとある（「大友文書」五）。天正十七年（一五八九）ころ、豊臣秀吉は吉統に檢地を命じたが、この時はじめて國侍の妻子を吉統の所に在府させるよう令した（『大友史料』二、四四三・四八〇）。

以上志賀氏の在地領主化過程をながめた場合、能直・幸秀以来の志賀惣領家別相伝領があること、その支配形態の判明しないのは遺憾であるが、それらが在地領主化に規定的な意義を有しなかつたらしいことが注意される。したがつて志賀氏は矮小な志賀村南方の山間部を小世界とし、分割相続をくり返して共倒れ的運命をたどつていった。「深妙譲状」に見える大友惣領の公事支配権は、相模大友郷では後まで存続したであろうが、大野莊以下では能郷譲与の時にはすでに消滅し各庶家内部に限定される。これは庶家の在地領主化の促進的条件となつたはずであるが、庶家内部の分割相続により、さらに小庶家が分立し、経済力の矮小化に並行して惣領権は劣弱となり、群小惣領家の対立的状態となつた。

こうした志賀氏の悪条件を、さらに倍加したのが幕府の職権主義による罰則的中分である。志賀村は下地中分史上における典型的事例とされるが、それは決して地頭領主制進展の事例とはなし得ない。遠隔地莊園であるとはいえ、幕府職権と、幕府の祈願所となつた領家三聖寺の圧力が志賀氏の封建領主化を規制した事実を否定することはできない。しかしながらわれわれは、この山間部の各地の谷間に点在する僅か三十数丁歩の散在田畠在家——それも多くの庶家に分割されてゐる——や、とくに拠るべき天陥をも有しなかつた地理的条件の与えた阻止的要因を指摘することを忘れてはならないであろう。下地支配構造を無視して地理的決定論をとなえる積りはないが、南北争乱期に至つて有利な状勢が展開しても、どうして志賀氏が名字の地を去らねばならなかつたかと反問するとき、こうした地理的条件を無視することは事実に反するであろう。鎌倉幕府治下の志賀氏は、全く見通しおきかない袋小路に低迷していたのであ

る。

南北内乱期に志賀氏が隣郡直入郷に本拠を移したのはこのためである。この争乱は志賀氏にとって、鎌倉期の停滞を脱する絶好の活路となつた。単独相続制への転換も、経済的矮小性が嫡庶の対立激化を阻止する好条件となつた。大友惣領家に従つた志賀氏は、惣領家とともに発展し、豊後南郡の大領主となる。それは守護大名の被官化の道であり、戦国大名の家臣化の道程であつた。このようにして、大友義鎮時代には紋之衆の加判衆（年寄）三人のうちの人としての重職を占めるようになる。

しかしこうした経過をたどりながら、大野荘に対する領家三聖寺の收取が、天正年間までも継続することはまことに異例である。ところが、こうした事例は当国では珍らしくないのである。莊園制が南北争乱期に崩壊するとする見解には服し難い。おそらくこれは、守護→守護大名→戦国大名へと発展した大友氏の上からの封建化と無関係ではあるまい。志賀氏の知行制の実態を示し得ないのは遺憾であるが、大友氏の荘園侵略に対する阻止的態度から察すれば、なお克服さるべき幾多の遺制を内包したものと思われる。大友惣領家とともに発展した志賀氏は、惣領家の没落と運命と共にせざるを得なかつた。それはひとり志賀氏のみの問題ではなく、すべての大友家臣団のたどるべき運命であったのである。豊後国における封建領主制展開過程の特質がここにある。

付記 本稿をまとめるに当つて、団長竹内理三氏や中野・飯田以下団員諸氏の有益な助言と指導を感謝する。